

1 森林・農地

(1) 森林

森林のもつ多面的機能を持続的に発揮させるため、多様な森林づくりを推進しました。また、持続可能な森林経営の推進、地域森林計画の樹立等に必要な基礎資料を得るため、森林資源モニタリング調査を引き続き実施しています。

また、森林の保全を図るため、特に公益的機能の発揮が必要な森林を保安林に指定し、伐採等の規制を行うとともに、豪雨や地震等による山地災害の防止を図るため周辺の生態系に配慮しつつ荒廃地等の復旧整備や機能の低位な森林の整備等を行う治山事業の計画的実施と、松くい虫等の森林病虫害や野生鳥獣に対する各種防除措置等を総合的に実施しました。また、森林の保全管理水準の維持・向上のため、森林保全推進員等による森林パトロールの実施や啓発活動等を推進しました。

さらに、森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため森林ボランティア等広範な主体による森林づくり活動を支援するとともに、森林でのさまざまな活動を通じて、森林のもつ多面的機能等に対する国民の理解を促進する森林環境教育や里山林等を活用した健康づくりを行う「健康と癒しの森」づくりの体制整備、里山林等における自然・文化体験活動等、森林の多様な利用を推進しました。

国有林野については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の方針の下で、林木だけでなく動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目した多様な森林整備を行いました。

(2) 農地

生活環境の整備等を生態系の保全に配慮しながら総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。農村地域の生物情報の調査・データベース化を行い、生物の生息・生育地と水路等の農業用施設との生態系ネットワーク化を図る技術の開発や水路における生きものの環境評価手法の開発を進めました。農業生産活動と調和した自然環境の保全・再生活動の普及・啓発のため、「田園自然再生活動コンクール」を実施しました。

棚田での農業生産活動により生ずる国土保全、水源かん養等の多面的機能を持続的に発揮していくため、棚田等の保全・利活用を推進したほか、農村の景観や環境を整備、管理していくために、地域住民、地元企業、地方公共団体等が一体となっていく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）を推進しました。また、田園自然再生関連対策として、健全で豊かな自然環境の保全・再生と活力ある農業が調和した美しいむらづくりに向け、地域住民や民間団体等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設の整備等を進めました。

自然環境や国土の保全など農業の多面的機能を発揮するため、その基盤となる農地・農業用水等の資源や環境の保全・質的な向上を図る施策体系の構築に向けた調査等を実施しました。

また、資源の循環的な利用、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減及びそれを通じた生物多様性の維持等の自然環境の保全を図る観点から、引き続き、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の育成等を推進しました。

さらに、農業生産活動に伴う環境負荷の大幅な低減を図る先進的な取組への支援を検討するため、環境負荷の低減効果に対する評価・検証手法の確立に必要な調査を実施しました。

また、家畜排せつ物法に基づき、より高い環境保全効果を有する家畜排せつ物処理施設の整備に関する事業を推進するとともに、金融・税制上の措置を講じたほか、食品残さ等未利用資源の飼料化施設等の整備に取り組みました。都市部の農地においては、緑地としての機能の維持と都市住民の交流の場としての活用を図るため、市民農園の整備を推進しました。

2 都市・公園緑地・道路

(1) 都市及びその周辺の整備等

がけ崩れ対策では、貴重な緑の空間である斜面環境・景観を保全しつつ安全度を向上するため、既存樹木を活用した緑の斜面工法による斜面整備を推進しました。土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を創出するため、市街地に隣接する山麓斜面に一連の樹林帯の形成等を実施し、無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間の創出に寄与しました。

(2) 緑地保全等の推進

都市における緑地の保全及び緑化の推進並びに都市公園の整備を一層推進し、緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、平成16年に改正された都市緑地法に基づき特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区指定の推進を図りました。

(3) 国民公園及び戦没者墓苑

千鳥ヶ淵戦没者墓苑及び旧皇室苑地として広く一般に利用され親しまれている国民公園（皇居外苑、新宿御苑、京都御苑）では、その環境を維持するため、施設の改修、園内の清掃、芝生、樹木の手入れ等を行いました。

(4) 緑化推進運動への取組

緑化推進連絡会議を中心に国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。運動の一層の展開と定着化を図るため、「平成17年度緑化推進運動の実施計画」に基づき、以下のような施策を実施しました。

全国植樹祭等を開催する事業、森林ボランティアなどの森林づくりを促進する事業等に助成し、その普及・啓発を推進しました。また、巨樹・巨木林や里山林等身近な森林・樹木の適切な保全・管理のために必要な技術開発と普及啓発を促進しました。さらに、「みどりの日」、「みどりの週間」を中心に緑化活動等の全国的な展開を推進しました。

都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動」期間（4～6月）、「都市緑化月間」（10月）を中心に、その普及啓発に係る活動を実施しました。

3 河川

(1) 河川とダム

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース（<http://www.mlit.go.jp/river/IDC/>）として公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めています。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めています。

地域住民やNPO、関係機関等と連携を図りながら河川や乾燥化傾向にある湿地や干潟などの再生を進めることにより、生物の良好な生息・生育環境を復元しています。また、全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した「多自然型川づくり」を実施しています。平成17年3月には「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」を作成し、広く公表しました。さらに、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境に配慮した災害復旧を実施しました。

ダム貯水池においては、整地や緑化対策等を行い、ダム湖の活用や親水性の向上を図り、ダム下流の河川環境の回復を目的とした「水系環境整備事業」を実施しました。

(2) 砂防設備周辺等

土砂災害の防止の実施に当たり、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流・里山の環境等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工などにより、自然共生型の砂防事業を推進しました。また、良好な溪流環境の再生や、砂防設備の活用を踏まえた自然環境整備などの砂防事業を展開しました。

4 海岸・港湾・海洋

(1) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

海洋の環境を改善するため漁港区域内の汚泥・ヘドロの除去覆砂等の整備を行う水域環境保全対策等を全国5地区で実施したほか、藻場・干潟の整備保全事業を支援するための地方財政措置を講じました。また、磯焼け海域における藻場の回復のモデル事業を17都道府県で実施しました。

海水交換機能を有する防波堤等の整備、水産動植物の生息、繁殖が可能な護岸等の整備等を総合的に行う「自然調和活用型漁港漁場づくり推進事業」を全国47地区で実施しました。

港湾では、開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪として捉えた「港湾行政のグリーン化」を図るため、水質・底質を改善する汚泥しゅんせつや覆砂、干潟の創出、緑地の整備などを推進しました。平成17年度は、にぎわいの場となる美しいみなどを実現するため、東京港等104港で緑地等を整備、広島港等13港で干潟等の整備を行いました。また、13年12月の都市再生プロジェクト第三次決定「臨海部における緑の拠点の形成」を受け、東京港中央防波堤内側、大阪湾堺臨海部、同尼崎臨海部における大規模緑地の創出に取り組みました。さらに、ゴミの投棄、油の流出などの水環境や景観に悪影響を及ぼす放置艇の解消を図るため、船舶等の放置等禁止区域の指定を促進するとともに、ポートパークの整備を推進しました。

(2) 海岸における環境の整備

快適で潤いのある海岸環境の保全と創出を図るため、砂浜の保全・復元により生物の生育・生息地を確保しつつ、景観上もすぐれた人と海の自然のふれあいの場を整備する「海岸環境整備事業」を平成17年度は、全国150か所において実施しました。

第9節 飼養動物の愛護・管理

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）に基づき、動物の虐待防止や適正な飼養などの動物愛護に関する事項及び動物の適正な管理に関する事業を実施しました。

動物愛護週間（9月20日～26日）には、関係行政機関、団体との協力の下、「動物愛護管理功労者表彰」、「動物愛護講演会及び事例研究会」、「動物愛護ふれあいフェスティバル」等の催しを実施しました。また、動物愛護週間に関するポスターのデザインコンクールを実施し、平成17年度は「動物愛護部門」「迷惑等防止部門」の2部門においてそれぞれの最優秀作品をデザインとしたポスターの作成等による動物愛護管理の普及啓発を行いました。

多種多様な家庭動物が飼養されている一方、飼養放棄等により都道府県等において引取りや収容される動物が後を絶たないことから、これらの動物の譲渡及び返還を促進するためのインターネットを活用した広域的なデータベース・システムの統一規格を作成するとともに、適正な譲渡を推進するためのガイドラインを作成しました。また、地域における動物適正飼養体制を確保していくため、都道府県等の動物愛護管理行政担当職員の知識、技能の向上を図ることを目的とした講習会を実施しました。

また、平成17年6月22日に「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成18年6月1日施行）が公布されました。この改正内容を周知・普及するためのリーフレットを作成するとともに、同法の適切かつ着実な運用を図るため、同法の施行に向けて必要となる基準・指針等の策定・改定のための検討を行い、動物取扱業に関する基準等、特定動物（危険動物）に関する基準等及び動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置の策定、並びに家庭動物等の飼養及び保管に関する基準、展示動物の飼養及び保管に関する基準及び犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置の改定を行いました。

また、動物愛護管理法の改正により、特定動物（危険動物）の飼養許可にあたってはマイクロチップ等による個体識別措置が義務付けられたことに伴い、獣医師等を対象にしたマイクロチップ埋込みのための技術マニュアル（教本及びDVD）の作成を行い、全国6か所において技術講習会を実施しました。

第10節 自然とのふれあいの推進

1 自然解説活動及び健全なふれあい利用の推進

「自然とふれあうみどりの日の集い」（4月29日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）等を通じて、自然観察会等自然とふれあうための各種の活動を実施しました。また、「自然に親しむ運動」の中心行事として、西海国立公園（長崎県佐世保市）において第47回自然公園大会を開催しました。

国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図りました。また、地方環境事務所等において約1,800名のパークボランティアの養成及びその活動に対する支援を全国24国立公園等40地区で実施しました。さらに、自然解説活動における指導者育成のため、ビジターセンター等の職員の研修を実施しました。

また、国立公園等において、自然保護官等の指導・協力の下、840名の小中学生に「子どもパークレンジャー」として、各種環境保全活動等を体験してもらうことにより、自然環境の大切さなどを学ぶ機会を提供しました。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林とのふれあいを楽しみながら理解を深める森林倶楽部（森林ふれあい推進事業）等を実施しました。

子どもたちが川など水辺で自然体験活動を推進するための指導者の育成支援や情報発信を行いました。

国営公園においては、専門講師やボランティア等による自然ガイドツアーや、環境・自然をテーマに体験活動型のイベントの開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しています。

2 利用のための施設の整備

（1）国立公園の利用施設

三位一体の改革に伴い、平成17年度から国立公園の保護及び利用上重要な公園事業は国の直轄事業として実施することとしました。このため17年度は全国28の国立公園において、国立公園の核心となる特にすぐれた自然景観を有する地域における自然の保全や復元のための整備、自然学習や自然探勝のためのフィールドの整備、滞在型及び高齢者・障害者対応型の公園利用を推進することによる地域の再活性化を図るための総合的な施設の整備、歩道、野営場、園地、公衆トイレ等利用の基幹となる施設の整備を進めました。

（2）国定公園等の利用施設

三位一体の改革に伴い、平成17年度から従来の自然公園等整備費国庫補助金を廃止し、地方の創意工夫を活かした自然と共生する地域づくりを推進するための自然環境整備交付金を創設しました。このため、17年度には、34都道府県において実施される自然環境整備計画に位置付けられた国定公園の整備、国指定鳥獣保護区における自然再生事業及び長距離自然歩道の整備について自然環境整備交付金を交付しました。

（3）長距離自然歩道の整備

自然公園や文化財を有機的に結ぶ長距離自然歩道について、平成17年度においても引き続き、北海道、東北、首都圏、東海、近畿、中部北陸、中国、四国、九州の各長距離自然歩道において四季を通じて安全で快適に利用できるよう配慮しつつ整備を進めました。長距離自然歩道の計画総延長は約26,000kmに及んでおり、16年には、6,066万人が長距離自然歩道を利用しています。

(4) 森林の多様な利用の推進

主として都市近郊等における保健保安林等の安全快適な利用の促進を図るための施設整備につき助成等を行ったほか、保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図る共生保安林整備事業を推進しました。また、国民が自然に親しめる森林環境の整備を行う森林空間総合整備事業等につき助成しました。

国有林野については、自然休養林等のレクリエーションの森において、森林及び施設の整備等を行うとともに、利用者にレクリエーションの森の整備等への協力を求める「森林環境整備事業」を推進しました。また、スポーツ施設、保健休養施設等の総合的な整備により、人と森とのふれあいの場を創造し、あわせて地域の振興等に資するヒューマン・グリーン・プランを推進するとともに、家族等が気楽に自然とふれあえる場を提供する「森林ふれあい基地づくり整備モデル事業」を推進しました。さらに、国民が中心となった森林の整備等の活動の場として「ふれあいの森」の設定を推進するとともに、貴重な環境指標であり、次世代に残すべき遺産として選定した国有林野内の巨樹・巨木100本（「森の巨人たち百選」）の保護を図るための地域の取組に対する支援を行いました。

また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備、学校林の整備・活用とモデル学校林の設定、民間団体等の企画力や教育手法を活用した山村滞在型の森林・林業体験交流活動等や森林体験学習、人材育成等を推進するとともに、子どもたちの入門的な森林体験活動を促進する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を実施しました。

さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の導入を図るとともに、里山林等を活用した健康づくりを行う「健康と癒しの森」の体制整備を推進しました。また、国有林においては、フィールドを学校等の体験学習の場として利用できる「遊々の森」の設定を推進しました。

(5) 独立行政法人国立少年自然の家

国立少年自然の家は、少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を通じて、少年が心身を鍛練するとともに、自ら実践し、創造する態度を身につけることを目的とする青少年教育施設であり、全国14か所に設置されています。平成17年度は、施設の整備や事業の充実を図りました。

(6) 海岸などへのふれあい施設

生物の生息・繁殖場所となる砂浜、干潟などの保全や創出を行う「エコ・コースト事業」を26か所で実施しました。

(7) 河川等へのふれあい施設

河川の高水敷やダム周辺等を公園、緑地、運動場等に利用するための整備を「水系環境整備事業」等により行いました。カヌーポートや水辺の楽校等の整備により、水辺での活動を促進し、親水レクリエーションの促進を図りました。

3 エコツーリズムの推進

エコツーリズムの普及・定着を図るため、平成16年度に引き続き5つの推進方策 エコツーリズム憲章、エコツーリズム推進マニュアル、エコツアー総覧、エコツーリズム大賞、モデル事業を実施しました。すぐれた取組を表彰するの「第1回エコツーリズム大賞」では大賞1団体、優秀賞4団体、特別賞6団体を選定し、愛・地球博において環境大臣表彰式を行ったほか、シンポジウムを開催し各団体の取組を紹介しました。「モデル事業」では13のモデル地区においてルールづくりやガイドの育成など各地区の状況に応じた支援を行うとともに各モデル地区の取組を発表及び情報交換のためにオリエンテーションを開催しました。新たに、エコツーリズム事業者等を対象に全国エコツーリズムセミナーを開催したほか、国立公園内でのエコツーリズム推進を目指し2地区で調査を実施しました。

4 都市と農山漁村の交流

グリーン・ツーリズムの提案・普及を図るため、農山漁村情報のデータベースの整備など都市部のニーズに応じた農村情報の受発信機能の充実・強化、農村におけるグリーン・ツーリズムビジネスの起業家等の支援・育成、地域ぐるみで行う受入体制や交流空間の整備及びNPO法人等多様な取組主体の育成等について、関係各省において連携しつつ総合的に推進しました。農林漁業体験民宿の登録制度のより一層の活用を図るため、「農山漁村滞在型余暇活動のための基礎基盤の促進に関する法律」の改正を行いました。また、市民農園の開設主体の拡大等による整備の推進を図るため、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の改正を行いました。

山村においては、民間団体等の企画力や教育手法を活用した山村滞在型の森林・林業体験交流活動を行うモデル事業を実施しました。

漁港、漁村においては、親水機能を有する護岸やキャンプ場等の整備を行う「漁港交流広場整備事業」を全国59地区で、植栽や親水施設等の整備を行う「漁港環境整備事業」を全国54地区で実施しました。また、漁業関係者と遊漁船業者等との協議会、海洋利用に関するルール・マナーの啓発、遊漁船業、ダイビング案内、釣り場等の管理運営等を行い、良好な自然環境の保全を図りながら、都市住民との交流を促進しました。

5 温泉の保護と利用

(1) 温泉の保護と利用

温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく平成16年度の許可件数は、温泉掘削611件、増掘23件、動力装置482件、浴用又は飲用4,617件でした。

温泉事業者による表示の在り方など温泉に関する課題へ対応するため、加水、加温、循環装置（循環ろ過装置を含む。）入浴剤又は消毒方法について掲示項目に追加することを内容とした改正温泉法施行規則が平成17年5月24日に施行されました。

(2) 国民保養温泉地

国民保養温泉地は、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき指定された地域であり、平成17年度末現在、91か所が指定されています。

国民保養温泉地を対象に温泉利用の現状を把握し、今後の温泉活用のあり方を取りまとめました。

第11節 自然環境の保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり

1 生物多様性の保全

国際的に重要な湿地の保全を推進するため、ラムサール条約の第9回締約国会議（平成17年11月：ウガンダ）にあわせて、新たに20か所の国内湿地を登録しました。この結果、国内の条約湿地は33か所になりました。

アジア諸国の条約への加盟促進に努めるとともに、湿地管理に関するワークショップの開催など、渡り鳥のルート沿いの重要な湿地の保全のため、同地域における協力体制の一層の強化を図りました。

米国、オーストラリア、ロシア、中国及び韓国との二国間の渡り鳥等保護条約等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のため、アホウドリ、ズグロカモメ等に関する共同調査を引き続き実施するとともに、会議の開催等を通じて情報や意見の交換を行いました。

平成13年より開始された第II期「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」に基づき、シギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の渡りルート上の重要生息地のネットワークへの参加を促進するとともに、同ネットワーク活動を推進しました。

平成17年7月から、国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の議長国をパラオ共和国と共同で実施し、10月31日～11月2日には同国において、ICRIの総会を開催しました。

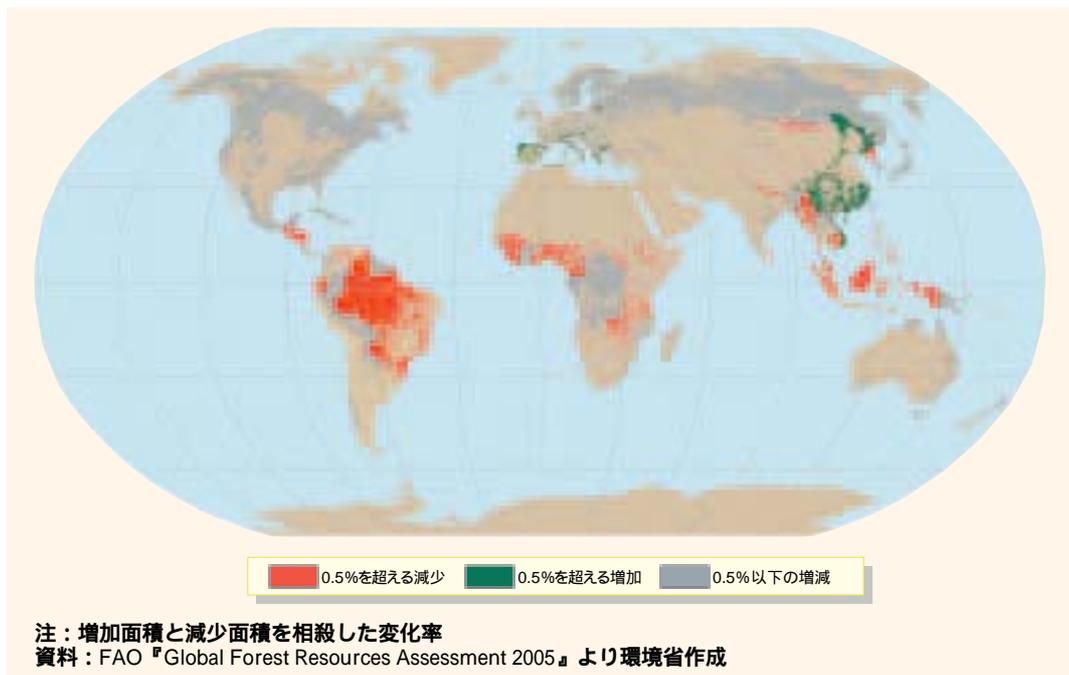
2 森林の保全と持続可能な経営の推進

(1) 問題の概要

世界の森林は、陸地の約30%を占め、面積約40億haに及びますが、2000年（平成12年）から2005年（平成17年）にかけて、年平均732万haの割合で減少しました。特に、熱帯林が分布するアフリカ地域、南アメリカ地域及びアジア地域のうち東南アジアで森林の減少が続いています（図6-11-1）。

森林消失の原因として、農地への転用、非伝統的な焼畑移動耕作の増加、過度の薪炭材採取、不適切な商業伐採、過放牧、プランテーション造成、森林火災等が挙げられます。特に近年では、違法伐採が問題となっています。

図6-11-1 世界の森林面積の年当たりの変化率（2000～2005年）



(2) 対策

平成18年2月に開催された国連森林フォーラム第6回会合（UNFF6）では、世界の持続可能な森林経営を推進するための今後の国際的枠組の強化について議論が行われ、2015年までは法的拘束力を伴わない枠組とすることや、森林の減少傾向の反転等2015年までの世界的な4つの目標などを内容とする文書が合意されました。

平成17年11月に横浜で開催された「アジア森林パートナーシップ」（AFP）第5回実施促進会合では、「AFPの強化のための組織事項と意思決定の仕組に関する発表」が採択され事務局や参加パートナーの役割が明確にされたほか、違法伐採対策や森林法の施行と統治に関連する取組事例が報告され、関連する国際的なプロセス等とのさらなる協調の必要性が確認されました。

国際熱帯木材機関（ITTO）においては、持続可能な森林経営の阻害要因の一つである違法伐採問題克服のため、合法的な木材の適正な流通を図るための総合情報システムを開発するとともに、森林認証を推進する事業を含む持続可能な熱帯林経営を目的とした活動を行っています。

また、森林の保全と持続可能な経営を評価するための基準・指標について国際的な取組が進められていますが、日本は、欧州以外の温帯林・北方林を対象とした「モンリオール・プロセス」に参加しています。

違法伐採問題については、日本とインドネシアとの間で策定・公表した違法伐採対策のための協力に関する「共同発表」「アクションプラン」に基づいた取組を進めています。また、木材を輸入している諸外国における取組状況等の調査を行っています。平成17年7月には、G8グレンイーグルズサミットで合意された行動計画に、違法伐採対策を推進することが盛り込まれました。また、同サミットにおいて、日本は、政府調達等を通じて違法伐採対策に取り組むことを盛り込んだ「日本政府の気候変動イニシアティブ」を発表しました。

さらに、平成17年11月には、**欧州・北アジア森林法の施行及びガバナンス（ENA-FLEG）に関する閣僚会合**が開催され、同会合の閣僚宣言の中では、合法的に伐採された木材の貿易を促進するため、国際的な協力の強化に取り組むこと等が宣言されました。

上記の取組のほか、ITTO、**国連食糧農業機関（FAO）**等の国際機関への拠出、国際協力機構（JICA）等を通じた協力、民間団体の植林活動等への支援、熱帯林における生態系管理に関する研究等を行いました。

3 砂漠化への対処

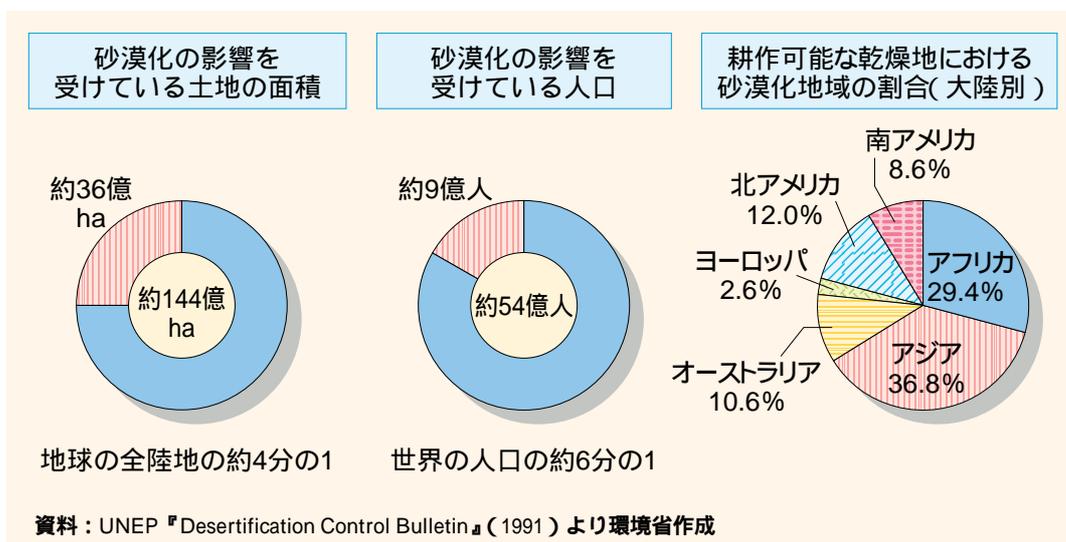
(1) 問題の概要

砂漠化とは、乾燥地域、半乾燥地域等における土地の劣化のことです。これには、土地の乾燥化のみならず、土壌の浸食や塩性化、植生の種類の減少等も含まれます。

砂漠化の影響を受けている土地は、世界の陸地の4分の1に当たる36億haに達します。そして、世界人口の6分の1に当たる9億人が砂漠化の影響を受けています（図6-11-2）。

砂漠化の原因として、干ばつ等の自然現象のほか、過放牧、過度の耕作、過度の薪炭材採取、不適切な灌漑による農地への塩分集積等が挙げられます。その背景には、開発途上国における貧困、人口増加、対外債務の増加等の社会的・経済的要因が絡んでいます。

図6-11-2 砂漠化の現状



(2) 対策

平成17年10月、「**砂漠化対処条約（UNCCD）**」の第7回締約国会議（COP7）が開催され、砂漠化・干ばつの早期警戒体制の開発支援、基準と指標に関する作業を優先事項として取り組み、最終レポートがCOP8に提出されること等が決定されました。

日本は、同条約により設けられている科学技術委員会へ貢献するため、砂漠化の評価と早期警戒の方法や、砂漠化対処のための伝統的知識の活用方法等について検討しています。

また、同条約に基づくアジア地域行動計画の一環として、テーマごとに情報交換等を目的としたネットワーク作り（TPN）が進められています。日本は、「砂漠化のモニタリングと評価」をテーマとするTPN1及び「干ばつの影響緩和と砂漠化の制御のための能力強化」をテーマとするTPN5に参加しています。

このほか、二国間協力として、JICA等を通じ、農業農村開発、森林保全・造成、水資源保全等のプロジェクト等を実施しました。例えば、ブルキナファソやマリにおいて砂漠化に対処するための農村開発の調査を実施しました。民間部門の活動に関しては、砂漠化対処活動を行っている民間団体に対し、（独）環境再生保全機構の地球環境基金等により支援が行われました。

4 国際的に高い価値が認められている環境の保全 -----

平成17年7月に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき知床が世界遺産一覧表に記載されました。海氷が育む豊かな海洋生態系と陸上生態系の相互関係に特徴があり、オオワシ、オジロワシ、シマフクロウといった絶滅のおそれのある種の重要な生息地となっている点が評価されたもので、わが国の世界遺産のうち自然遺産として初めての海域を含んでの登録となりました。

白神山地及び屋久島の自然遺産について、関係省庁・地方公共団体による連絡会議の開催等により適正な保全を推進しました。

「環境保護に関する南極条約議定書」を適切に実施するため制定された**南極地域の環境の保護に関する法律**（平成9年法律第61号）に基づき、南極地域における観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、ホームページ等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行いました。

また、南極地域で環境上の緊急事態（例えば、大規模な油流出事故等）を生じさせた場合の責任について定める議定書附属書の作成に関する交渉へ参加する（同附属書は、平成17年6月の第28回南極条約協議国会議で採択）等、南極地域の環境の保護に関する国際的な枠組みづくりに貢献しました。

第7章

各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策

第1節 政府の総合的な取組

1 環境保全経費

各府省の予算のうち、環境保全に係る予算については、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を行い、環境保全経費として取りまとめました。平成18年度予算における環境保全経費の総額は、2兆1,342億円で、前年度の当初予算に比べ、2,312億円、9.8%の減となっています。各府省別の環境保全経費は表7-1-1、事項別環境保全経費は表7-1-2のとおりです。

表7-1-1 府省別環境保全経費一覧

(単位：百万円)

府 省	平成17年度 予算額	平成18年度 予算額	比較増 減
皇室費	61	-	61
内閣	3	-	3
内閣府	124,856	121,038	3,818
総務省	697	684	13
法務省	31	102	71
外務省	5,384	6,864	1,480
財務省	4	4	0
文部科学省	153,277	54,989	98,288
厚生労働省	3,978	3,708	270
農林水産省	374,098	328,748	45,350
経済産業省	254,678	223,196	31,481
国土交通省	1,214,012	1,174,139	39,872
環境省	234,324	220,734	13,590
合計	2,365,402	2,134,207	231,195

注1：表中における計数には特別会計が含まれる。
 2：実施計画により配分される経費であって概算決定時に配分が決定しない経費は除いてある。
 3：単位未満は四捨五入してあるので、合計と端数において一致しない場合がある。
 資料：環境省

表7-1-2 事項別環境保全経費一覧

(単位：百万円)

事 項 等	平成17年度 予算額	平成18年度 予算額	比較増 減
1. 地球環境の保全	543,991	460,130	83,862
2. 大気環境の保全	314,225	303,577	10,648
3. 水環境、土壌環境、 地盤環境の保全	923,108	818,302	104,806
4. 廃棄物・リサイクル 対策	149,458	144,209	5,249
5. 化学物質対策	13,055	12,338	718
6. 自然環境の保全と 自然とのふれあいの 推進	332,367	317,416	14,951
7. 各種施策の基盤と なる施策等	89,198	78,237	10,961
合計	2,365,402	2,134,207	231,195

注1：表中における計数には特別会計が含まれる。
 2：実施計画により配分される経費であって概算決定時に配分が決定しない経費は除いてある。
 3：単位未満は四捨五入してあるので、合計と端数において一致しない場合がある。
 資料：環境省

2 政府の対策

(1) 環境基本問題懇談会

平成15年9月に環境省に設置した環境基本問題懇談会では、全9回の議論の中で「環境と持続可能な開発」、「国土・空間の利用と環境」等、さまざまなテーマのもと、議論を行い、17年4月に議論の取りまとめを行いました。本取りまとめは環境省ホームページ上で公開されています。(<http://www.env.go.jp/policy/kankyo-k/>)

(2) 環境基本計画の見直し

平成17年2月14日、環境大臣から中央環境審議会に対して環境基本計画の見直しについて諮問がなされました。その後、約1年に及ぶ審議を経て、環境大臣に新計画案についての答申が提出され、この答申を受けて、平成18年4月7日に第3次となる環境基本計画が閣議決定されました。本計画では、今後の環境政策の展開の方向として、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」「環境保全上の観点か

らの持続可能な国土・自然の形成」「技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組」「国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進」「国際的な戦略を持った取組の強化」「長期的な視野からの政策形成」といった6つの方向性が掲げられました。この方向に沿って、「地球温暖化問題に対する取組」「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」等、10の重点分野の政策プログラムをはじめとした施策が示されています。また、国、地方公共団体、事業者、国民など各主体に期待される役割が重点分野ごとに明示されるとともに、計画の実効性の確保に資するため、重点分野ごとの具体的な指標及び総合的環境指標を活用することとしました。

(3) 環境政策における予防的方策・予防原則のあり方に関する検討

環境影響の発生の仕組みや影響の程度などについて科学的な不確実性が存在する場合における政策決定の方法として、近年国際社会においてもさまざまな議論が交わされている予防の考え方につき、条約や諸外国の検討状況等の情報を収集、整理し、報告書を取りまとめました。本報告書は環境省ホームページ上で公開しています。(<http://www.env.go.jp/policy/report/h16-03/>)

(4) 政府の環境管理システムの導入

第2次環境基本計画では、政府は率先して自主的に環境管理システムの導入に向けた検討を進めることとされており、平成17年度末までに、環境配慮の方針がすべての府省で策定されました。

(5) 適正な国土利用の推進

国土利用計画は、全国計画、都道府県計画、市町村計画の三段階で構成されていますが、現行の第三次全国計画では、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを国土利用の基本方針として掲げています。国土の利用が基本方針に沿ったものとなるように、安全で安心できる国土利用、自然と共生する持続可能な国土利用、美しくゆとりある国土利用、の観点から環境保全と美しい国土の形成などに必要な措置を講じました。

国土審議会における検討を踏まえ、平成17年7月に国土総合開発法の抜本的改正が行われ、12月に国土形成計画法として施行されました。この中で、次期全国計画と国土形成計画(全国計画)を一体的に作成することとされ、9月に国土審議会に設置した計画部会において今後の国土利用のあり方等について検討を行いました。また、土地の利用をめぐる課題の抽出等指針性の向上のための基礎的調査を実施するとともに、市町村計画の活用方策について事例の収集整理・分析や、機能強化策について検討を行いました。

さらに、全国計画及び都道府県計画を基本として策定される土地利用基本計画に即して、公害の防止、自然環境の保全等に配慮しつつ、適正かつ合理的な土地利用の実現を図りました。

第2節 環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進

1 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律について -----

平成16年に**環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律**(平成15年法律第130号)が完全施行され、同法及び同法に基づく基本方針に基づき、各府省において施策を推進しました。具体的には、学校においては、各教科、総合的な学習の時間等を活用した環境教育のモデル校の実施、また、環境に配慮した学校施設を整備するとともに、施設を活用した環境教育の推進を図りました。さらに、都道府県教育主事を対象とした研修等を行いました。

家庭における環境保全活動についてインターネット等を通じた支援を行い、また、地域においてさまざまな環境教育や環境保全活動の場や機会を提供しました。さらに、環境教育の人材の育成、拠点の整備推進、情報提供の推進等にも取り組みました。

文部科学省、環境省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省が連携して、同法に基づき人材認定等事業の登録を行い、登録した事業についてインターネットによる情報提供を行いました。

2 環境教育・環境学習の推進

(1) 多様な場における環境教育・環境学習の推進

行政、事業者、民間団体、個人が連携を図りつつ、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、家庭、地域、職場、野外活動の場等多様な場において、環境教育・環境学習を総合的に推進することが重要であり、表7-2-1に例示するような各種施策を実施しました。

3 環境保全活動の促進

(1) 民間団体等による環境のための活動の推進

ア 市民、事業者、民間団体による環境保全活動の支援

事業者や市民が行う環境保全活動に対して助言・指導を行う環境カウンセラーを平成17年度までに4,169名登録し、ホームページ上で公開しました。また、地域環境保全基金等による地方公共団体の環境保全活動促進施策を支援するため、関連する情報の収集、提供等を行いました。

地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催など民間団体による活動を振興するための事業を行いました。このうち、17年度の助成については、452件の助成要望に対し、202件、総額約730百万円の助成決定が行われました（表7-2-2）。

さらに、森林ボランティアをはじめとした広範な主体が行う森林づくり活動等を促進するための事業を実施しました。特に、里山林や都市近郊林については、「森林と人と共生林」の整備に向けた条件整備やNPO等を対象とする公募モデル事業を実施するとともに、市民や森林保全・利用団体等による里山林等での多様な自然・文化体験活動を推進しました。加えて、緑の募金を活用した活動を推進しました。

イ 各主体のパートナーシップによる取組の促進

環境省では、事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組の支援や交流の機会を提供する拠点として、国連大学との共同事業として「地球環境パートナーシッププラザ」を開設しています。「地球環境パートナーシッププラザ」では、パートナーシップへの理解と認識を深めることを目的に、主に行政職員を対象としたワークショップやセミナーを開催するとともに、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的として意見交換会などを開催しました。また、地方での環境パートナーシップ形成促進拠点として「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロックに設置していく予定であり、平成17年度は北海道、東北の2か所に設置しました。

また、NGO/NPOや企業からの優れた政策提言を環境政策に反映することを目的に環境政策提言を募集し、発表の場として「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」を開催するとともに、実現可能性のある提案を対象として調査を実施しました。

(2) ライフスタイルの変革に向けた取組

内閣府では、環境と調和した国民生活の促進のため、省資源・省エネルギーに関し、各種の普及啓発活動等を実施するとともに、民間団体による先駆的かつ効果的な実践活動等をモデル的に支援しました。また、内閣府、経済産業省及び環境省では、マイバッグを持参する、過剰包装を避ける、詰め替え商品を選ぶなど日常の買い物におけるごみの減量化や省資源化を進めるため、平成17年10月に消費者に対して環境にやさしい買い物の実践を呼びかけるキャンペーンを、全国のコンビニエンスストア、スーパー、生活協同組合、百貨店、商店街等の協力を得ながら都道府県等と共同で実施しました。

また、関係4省庁（警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省）による「エコドライブ普及連絡会」において、駐停車時の**アイドリングストップ**をはじめとする環境に配慮した自動車の使用（エコドライブ）の普及推進策として、やさしい発進の名称を募集し、『ふんわりアクセル「eスタート」』に決定しました。

4 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組

2005年（平成17年）から始まった「国連持続可能な開発のための教育の10年」については、平成17年12月に関係省庁連絡会議を内閣に設置し、関係者の意見を聴きつつ、18年3月にわが国における実施計画を決定

表7-2-1 環境教育・環境学習に関する施策の例

	施策名	実施省	概要
人材の育成	環境教育リーダー研修基礎講座	文部科学省 環境省	教員及び地域の活動実践リーダーを対象に環境教育の基本的知識の習得と体験学習を重視した研修(全国5地区)を行い、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習を推進。
	森林環境教育活動の条件整備促進対策事業	農林水産省 文部科学省(一部)	環境体験学習の指導者や企画運営者の研修、森の子どもへの受け入れ体制の整備、学校林の整備・活用等の条件整備、NPO等と連携した山村滞在型の森林・林業体験交流活動等のモデル事業を実施。
	環境学習フェア等	文部科学省	環境教育担当教員の資質向上のため、環境学習フェア・環境教育担当教員講習会(全国2地区)を開催。
	海辺の達人養成講座	国土交通省	18歳以上を対象にした、海辺やみなど楽しく安全に活動するための十分な知識と技量を兼ね備えた指導者の育成を実施。
	自然環境保全活動に関する人材育成 水保病経験の普及啓発セミナー	環境省 環境省	自然公園指導員に対する研修の実施、パークボランティアの養成、自然解説活動指導員の育成等を実施。 学校教育の中で、水保病の学習をより積極的に進めるために、小・中・高等学校の先生、大学で環境や教育を学ぶ学生を対象に水保病経験の普及啓発セミナーを実施。
情報の蓄積	環境教育実践普及事業	文部科学省	環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)モデル校(20校)や環境教育推進モデル地域(12地域)を指定するなど、環境教育に関する優れた実践を促し、その成果を全国へ普及。
	事業者等団体向け環境教育資料提供事業	環境省	事業者等団体が従業員に対して行う環境教育のためのプログラムを検討。
情報提供	環境教育・環境学習に関する総合的な情報提供	文部科学省 環境省	環境教育・環境学習に関する多様な情報を収集し、インターネットで幅広く提供する総合的なデータベースを公開・運用。
	消費者の自主的活動の推進	経済産業省	消費者の自主的活動の推進。
	環境教育等人材認定等事業登録制度の運用	文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する人材を育成又は認定する人材認定等事業について登録し、各事業について広く情報提供することにより、環境保全活動等への活用を図る。
	海洋環境保全教室の開催	国土交通省	海洋環境保全思想の普及を図るため、幼稚園、小中学校において、環境紙芝居の上演、講話、簡易水質検査等を行う。
	海洋環境保全講習会の開催	国土交通省	海事・漁業関係者を対象として、油、有害液体物質等の排出防止及びビルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等について指導・啓発を行う。
	気候講演会	国土交通省	国民への知識の普及・啓発を目的に、地球温暖化等の気候問題の科学的背景やその影響についての講演会を「地球温暖化が沖縄の鳥々に与える影響」(7月、沖縄)、「地球温暖化と異常気象」(1月、東京)と題して実施。
	大気環境保全に関する普及啓発事業	環境省	市民参加による酸性雨の簡易測定の実施、「大気汚染防止月間」における各種キャンペーン、全国星空継続観察、音環境モデル都市事業等の大気環境保全に関する普及啓発の実施。
	水環境保全に関する普及啓発事業	環境省	河川における水生生物による水質調査の実施、身近な水辺の整備等の水環境の保全に関する普及啓発の実施。
	自然大好きクラブ	環境省	様々な自然とのふれあいの場やイベント等に関する情報について、インターネット等を通じて幅広く提供。
	省庁連携子ども体験型環境学習推進事業	文部科学省 農林水産省 国土交通省 環境省	地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行う事業を実施。
	エコスクールパイロット・モデル事業	文部科学省 農林水産省 経済産業省 環境省	太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設(エコスクール)のモデル的整備を推進。(平成17年度:101校認定)
	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	文部科学省 国土交通省 環境省	子どもたちの自然体験活動の場として河川利用を促進。
	自然再生事業対象地の環境学習への活用	農林水産省 環境省	各地で取組が開始される自然再生事業において、その対象地が自然環境学習の場として活用されるよう必要な協力を努める。
青少年長期自然体験活動推進事業	文部科学省 農林水産省(一部)	地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得ながら、青少年を対象として野外活動施設や農家などで長期間の自然体験活動に取り組む事業に対して助成。	
子どもパークレンジャー事業	文部科学省 環境省	子どもたちが自然保護や環境保全の大切さを学ぶため、全国各地の国立公園等において、自然保護官の行う環境保全活動等に参加する事業を実施。	
豊かな体験活動推進事業	文部科学省	「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」に加え、新たに「長期宿泊体験推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組み、その成果を全国に普及。	
国立青少年教育施設における環境学習事業	文部科学省	独立行政法人国立青少年自然の家などの国立青少年教育施設において、青少年の環境学習に資する事業を実施。	
森林体験学習等における安全管理手法に関する調査	農林水産省	森林体験学習等における安全管理等の全国的な実態把握と調査結果の分析・類型化等を通じた安全管理手法の開発と普及啓発を実施。	
遊々の森	農林水産省	国有林のフィールドを学校等の体験学習の場として利用できる「遊々の森」の設定を推進。	
森林環境教育窓口設置	農林水産省	自然体験等に関する幅広い相談に応じるため、森林環境教育に関する相談窓口を全国の森林管理局・署に設置。	
学びの森の推進	農林水産省	子どもたちの継続的な森林体験活動を通じた森林環境教育の場、市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設を整備を実施。	
国民参加の森林づくり活動の推進	農林水産省	植樹祭等の緑化行事等の普及啓発や企業の社会貢献活動としての森林づくりをはじめとする森林ボランティア活動や高校生が一定期間山村に滞在し行う森林保全活動への支援を実施。	
水辺の楽校プロジェクト	国土交通省	川を活かした環境教育の推進を図るため自然環境あふれる安全な水辺を創出。	
子どもの水辺サポートセンター	国土交通省	ライフジャケットの貸し出しなど、水辺での活動の推進や水資源問題の啓発を実施する「子どもの水辺サポートセンター」を開設。(URL: http://www.mizube-support-center.org/)	
環境学習の拠点となる都市公園等整備事業	国土交通省	国営公園における環境学習に資するフィールドの整備、自然環境の保全、環境学習プログラムの提供や地方公共団体による身近な自然とふれあう環境ふれあい公園の整備等を推進。	
海辺の自然学校	国土交通省	港湾等における干潟・藻場・砂浜等の豊かな自然を市民が体験する場と機会を提供することにより、海辺の環境に対する理解を深め、良好な自然環境の保全と、安全で豊かな海辺環境の形成を推進。	
世界子ども水フォーラム・フォローアップ	国土交通省	子どもたちが水に関わる諸問題について継続的に考える場を提供。	
愛知万博での環境教育・環境学習啓発事業	環境省	「環境の日」である6月5日にファッションショー(「COOL Biz Collection」)等を開催したほか、普及啓発のためのパビリオン「エコリンク」の出版、会場内の環境配慮の取組・施設を伝えるエコツアー等を実施。	
我が家の環境大臣事業	環境省	生活の中心となる家庭における環境保全活動等を推進するため、取組を行うことを宣言する家庭を「エコファミリー」、その代表者を「我が家の環境大臣」として任命し、情報・教材の提供やイベント等を実施。	
こどもエコクラブ事業	環境省	小学生の地域における自主的な環境活動・環境学習を支援するため、「こどもエコクラブ」の結成、登録を呼びかける事業を実施。(平成17年度:約4,000クラブ、約110,000人参加)	
こどもホタルレンジャー	環境省	子どもたちが中心となって、ホタルに関連して取り組んだ水環境保全活動の事例を広く募集し、優秀な活動の表彰を行った。	
学校エコ改修と環境教育事業	環境省	学校校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施。	
国立公園等の施設整備	環境省	国立・国定公園等の歩道、キャンプ場等の基幹的利用施設、高度な自然学習や自然探訪のフィールド、エコミュージアム等の整備を推進。	
自然とのふれあいの推進	環境省	「自然とふれあうみどりの日の集い」(4月)や「第46回自然公園大会」(7月)、「全国自然歩道を歩こう月間」(10月)など、自然とふれあう様々な行事を全国各地で実施。	

しました。今後、環境保全を中心とした課題を入り口として、環境、経済、社会の統合的な発展について取り組みつつ、開発途上国を含む世界規模の持続可能な開発につながる諸課題を視野に入れた取組を進めていくことになりました。

表7-2-2 平成17年度の助成要望と採択の状況(実績)

活動区分	助成要望件数 (要望総額)	採択件数 (助成総額)
イ 国内民間団体の開発途上地域環境保全	102件 (547百万円)	57件 (244百万円)
ロ 海外民間団体の開発途上地域環境保全	22件 (122百万円)	9件 (34百万円)
ハ 国内民間団体の国内環境保全	328件 (1,242百万円)	136件 (453百万円)
合計	452件 (1,911百万円)	202件 (730百万円)

注：助成総額は活動区分ごとに百万円単位で四捨五入しているため、助成総額の合計額と一致しない。
出典：独立行政法人環境再生保全機構

5 環境研修の推進

(1) 環境研修の実施

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員等を対象に、行政、国際、分析及び職員の各種研修を実施しています。

平成17年度においては、行政研修15コース(17回)、国際研修8コース(8回)(日中韓三カ国合同環境研修の協同実施を含む)、分析研修16コース(19回)及び職員研修9コース(9回)の合計48コース(53回)を実施しました。また、JICA水環境モニタリングコース研修を受け入れました。17年度の研修修了者は、1,974名(前年度1,800名)となりました。修了者の研修区分別数は、行政研修(職員研修含む)が1,515名、国際研修が189名、分析研修が270名でした。その他、JICA水環境モニタリングコース研修の修了者が10名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が20.8%、地方公共団体が75.1%、特殊法人等が4.1%となっています。

(2) 各研修の内容

行政研修では、動物愛護管理研修及び産業廃棄物対策研修(いわゆる「産廃アカデミー」)を新設しました。国際研修では、第5回日中韓三カ国合同環境研修を韓国において協同実施しました。分析研修では、特定機器分析研修(LC/MS)を新設するとともに、外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)分析研修については、分析対象物質を見直し、環境汚染有機化学物質(POP's等)分析研修として実施しました。

第3節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組

1 経済的措置

(1) 経済的助成

ア 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成については、表7-3-1のとおりでした。

イ 税制上の措置等

平成17年度税制改正において、低公害車や、最新排出ガス規制(平成17年規制)適合車(ディーゼルバス・トラック等)の取得に係る自動車取得税の軽減措置の延長、揮発性有機化合物排出抑制設備に係る特別償却制度及び固定資産税・事業所税の課税標準の特例措置を新設、緑化施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長などを講じました。

(2) 経済的負担

ア 基本的考え方

環境への負荷の低減を図るために経済的負担を課す措置については、その具体的措置について判断するため、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制、廃棄物の抑制などその適用分野に応じ、これを講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響及び諸外国の活用事例等につき、調査・研究を進めました。

表7.3.1 政府関係機関等による環境保全事業の助成

小規模企業設備資金制度による融資	「小規模企業者等設備導入資金助成法」(昭和31年法律第115号)に基づき、小規模企業者に対する、貸付け、割賦販売・リース。この一環として、公害防止施設に対する融資等。
中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による融資	産業公害防止施設等に対する特別貸付。
(独)中小企業基盤整備機構による融資	騒音、ばい煙などの公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で工場適地に移転する工場の集団化事業に対する融資、及び都道府県等中小企業支援センターと連携した、各種リサイクルや化学物質の安全管理等の環境問題に対処していく上で有用な情報の提供や相談事業。
日本政策投資銀行による融資	京都議定書目標達成計画促進事業、アスベスト対策事業、公害防止施設、廃棄物対策設備、都市環境整備事業、環境関連技術開発や環境配慮型経営促進事業などに対する融資。
農林漁業金融公庫による融資	地域及び経営の実情、環境汚染の実態等に応じた環境保全対策に必要な家畜排せつ物処理施設の設置等に要する資金の融通。
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構による融資	「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」(昭和48年法律第26号)に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金、鉱害防止事業基金への拠出金及び「公害防止事業費事業者負担法」(昭和45年法律第133号)による事業者負担金に対する融資。

資料：財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

イ 具体的な取組事例

平成17年度においては、経済的措置の検討が深められた事例として以下のようなものがあります。

(ア) 政府における環境関連税の検討状況

地球温暖化防止のための環境税については、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)では、「国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会をはじめとする各方面における地球温暖化対策に係るさまざまな政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。」とされています。

環境省は、平成16年に引き続き17年8月末に環境税の創設要望を提出し、同年10月25日に、環境税の具体案を公表しました。

これを受けて、税制改正論議において活発な議論が行われ、政府税制調査会では、平成17年11月の「平成18年度の税制改正に関する答申」において、「いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。」と答申しました。

中央環境審議会においては、平成15年に設置された施策総合企画小委員会において、環境税に関して国民の意見を聴くため地方ヒアリングを開催するなど、引き続き、環境税に関する総合的な検討を進めています。また、17年4月に設置された環境税の経済分析等に関する専門委員会においては、環境税の効果等について技術的・専門的な見地から検討を深め、「これまでの審議の整理」を同年9月13日に公表しました。

(イ) 地方公共団体における環境関連税導入の動き

地方公共団体において、環境関連税の導入の検討が進められています。例えば、産業廃棄物の排出量又は処分量を課税標準とする税について、平成18年3月末現在、26の地方公共団体が条例が制定され、22の団体が施行されました。税収は、主に産業廃棄物の発生抑制、再生、減量、その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てられています。

また、高知県や岡山県など8の県では、森林整備等を目的とする税が導入されています。例えば、高知県では、県民税均等割の額に500円を加算し、その税収を森林整備等に充てるために森林環境保全基金を条例により創設するなど、実質的に目的税の性格を持たせたものとなっています。

2 環境配慮型製品の普及等

(1) グリーン購入の推進

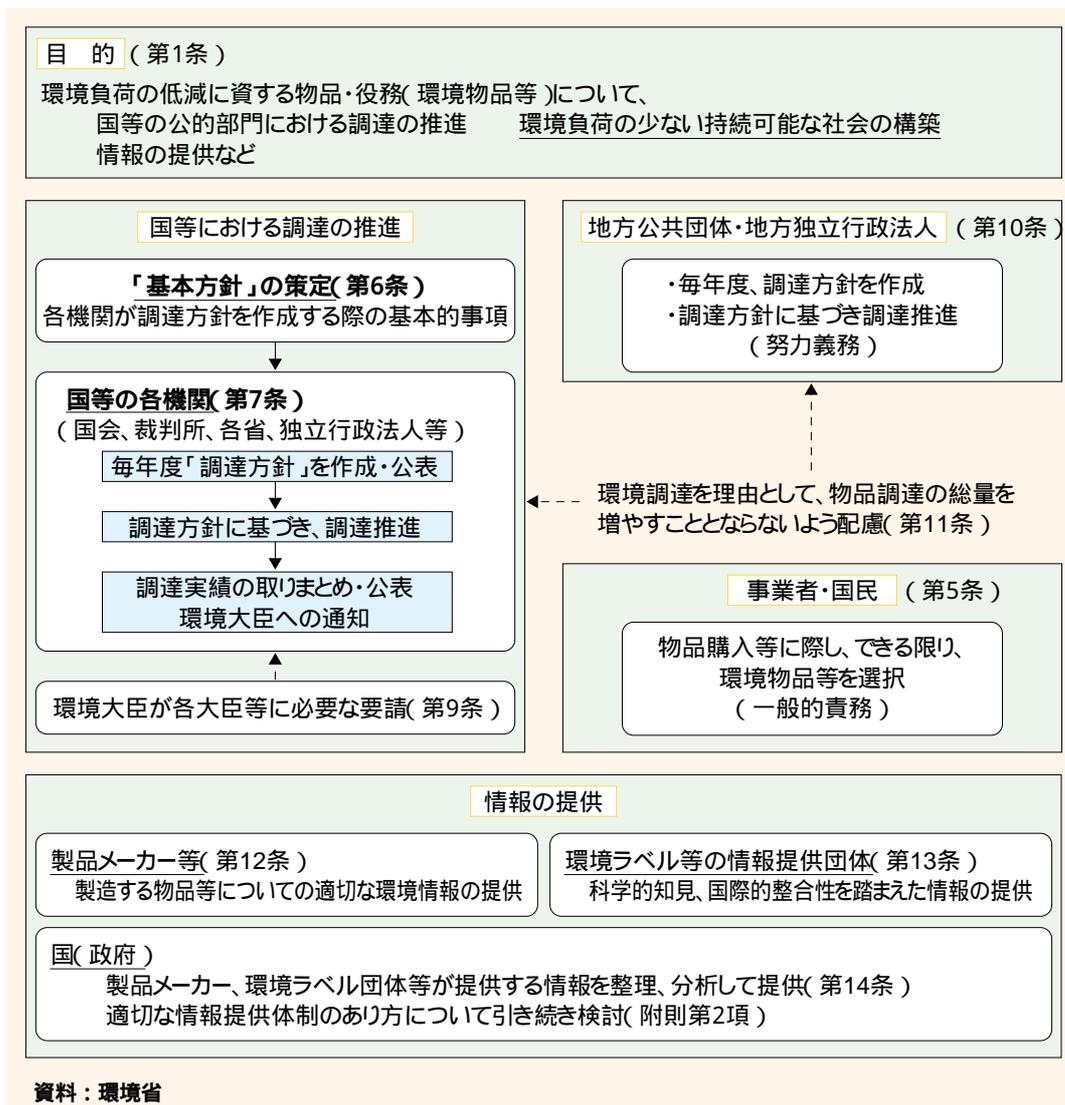
国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）は、国等の各機関（国や独立行政法人等の公的機関）による環境物品等（環境への負荷の低減に資する物品又は役務）の調達の推進、情報提供の充実などにより、環境物品等への需要転換を促進することを目的としています。

グリーン購入法の仕組みについては、図7-3-1のとおりです。国等の各機関では、基本方針に即して平成17年度の環境物品等の調達方針を定め、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。また、16年度の調達実績を取りまとめ、公表しています。

基本方針に定められた、国等の各機関が特に重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類である特定調達品目及びその判断の基準等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜品目の追加・見直しを行っていくこととしています。平成17年度においても18年2月に基本方針の変更（変更後、特定調達品目は17分野214品目）について閣議決定しました。また、将来的に政府調達の対象となり得る省エネルギー型の革新的な製品の開発に対する補助を行いました。

地方公共団体については、毎年度、環境物品等の調達方針を作成して調達を行うよう努めることが定められているところであり、平成16年度においては、ほとんどすべての都道府県、政令指定都市が調達の方針を作成してグリーン購入に取り組んでいます。その取組をさらに促すため、基本方針の変更について、地方公

図7-3-1 グリーン購入法の仕組み
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）



共団体を対象とした説明会を全国9か所において開催しました。

グリーン購入の推進のためには、各地域において行政、地元の事業者、住民等によるネットワークが組織されることが重要です。そこで、グリーン購入地域ネットワークの構築を推進するために、地方公共団体、消費者、事業者等に対し、情報提供や啓発のためのセミナーを開催しました。また、環境物品等の情報を購入者に提供するため、製造者等によるグリーン購入法の特定調達物品（基本方針の判断の基準を満たす物品）に関する情報の提供の場として「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」を運用し、随時更新しています。さらに、各主体のグリーン購入への取組を推進するため、さまざまな団体のグリーン購入に関する情報を紹介する「グリーン購入取り組み事例データベース」を運用し、定期的に更新しています。

（２）環境ラベリング

消費者が環境負荷の低い製品を選択する際に適切な情報を入手できるように、**環境ラベル**その他の手法による情報提供を進めています。日本唯一のタイプI環境ラベル（ISO14024準拠）であるエコマーク制度ではライフサイクルを考慮した指標に基づく新しい商品類型を整備しています。平成18年3月末現在、エコマーク対象商品類型数は46、認定商品数は4,832となっています。

また、事業者の自己宣言による環境主張であるタイプII環境ラベルや民間団体が行う環境ラベル等の情報提供制度を整理、分析して提供する「環境ラベル等データベース」をホームページに開設し、随時更新しています。

さらに、購入者に対して製品やサービスの環境情報を定量的に開示するタイプIII環境ラベルであるエコリーフの普及を進めています。平成18年3月末現在のラベル公開数は、365件となっています。

また、環境物品を国際的に流通させてグリーン購入の取組を推進するためには、各国の環境ラベル制度における基準の共通化等が必要であるため、わが国のエコマークを中心に、各国環境ラベル間の相互認証に関する調査・分析を行いました。

（３）標準化の推進

日本工業標準調査会（JISC）は、平成17年度、「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」、「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」など60件の環境JIS制定・改正を行い、2件のTS（標準仕様書）の公表を実施しました（平成14～17年度で178件のJISの制定・改正、3件のTS及び4件のTR（標準報告書）の公表を実施）。

（４）ライフサイクルアセスメント（LCA）

製品やサービスに関するライフサイクルアセスメントの手法について、投入される資源、エネルギー量と生産される製品及び排出物のデータ収集、定量化などを行うインベントリ分析や、インベントリ分析の結果を各種環境影響カテゴリーに分類し、それを使用して環境影響の大きさと重要度を分析するインパクト評価の手法などを調査、研究しました。この成果を踏まえ、商品やサービスに起因する環境負荷をライフサイクル的視点から定量化し、その結果を分かりやすく消費者に提供する「商品環境情報提供システム」を構築しました。

3 事業活動への環境配慮の組み込みの推進

（１）環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムの要求事項を定めた国際規格であるISO14001及びこれを翻訳した日本工業規格JISQ14001について、この情報提供等を行うとともに中小企業への環境マネジメントシステムの普及を図るため、環境マネジメントシステム構築融資制度により、事業者のISO14001認証取得及びそれに伴う環境対策投資を支援しました。また、全国各地で講習会を開催しました。平成18年2月末現在、国内のISO14001審査登録件数は20,079件となり、世界で最も取組が進んでいます（図7-3-2）。

(2) 環境パフォーマンス評価

事業者が環境関連データを自主的・積極的に収集し、環境パフォーマンス指標等の形で活用する状態を創出するには、これらのデータを収集・管理することの効用や効果を明確に示すことが必要です。このため、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン 2002年度版」による普及を引き続き行いました。

(3) 環境会計

事業者による効率的かつ効果的な環境保全活動の推進に資する環境会計システムの確立に向けて、平成17年2月に改訂した「環境会計ガイドライン2005年版」による環境会計の普及促進に努めました。また、企業経営に役立つ環境管理会計手法の研究を実施し、報告書を取りまとめました。さらに、環境会計の国際動向を把握するため、国連持続可能開発部環境管理会計専門家会合（UNDSDEMA - EWG）などの国際的な議論に積極的に参画しました。

(4) 環境報告書

さまざまな事業者による環境報告書の作成、公表を促進するため、「環境報告書ガイドライン(2003年度版)」により環境報告書の普及促進を引き続き行いました。このほか、環境コミュニケーション大賞による表彰や環境コミュニケーションシンポジウムの開催、インターネット上に開設した環境報告書のデータベースの運用などにより、環境報告書への取組支援を実施しました。

また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）が平成17年4月から施行されたことを踏まえ、主として環境報告書の作成・公表に初めて取り組む事業者、あるいは環境報告書の作成・公表に取り組んで間もない事業者のために「環境報告書の記載事項等に関する手引き」を策定しました。また、環境報告書ガイドラインを参考に作成された環境報告書を対象に、その信頼性について自己評価を行うための「環境報告書の自己評価に関する手引き」を策定しました。

さらに、環境配慮促進法について、特定事業者を対象とした説明会を全国2か所で開催したほか、まだ環境報告書を作成・公表していない民間事業者を対象とした説明会を東京で開催しました（図7-3-3）。

(5) 中小企業の取組の促進

「エコアクション21」（環境活動評価プログラム）（平成8年策定。16年改訂。）について、引き続きその普及に努めました。また、エコアクション21よりさらに小規模の事業者向け支援ソフトウェアである「環境大福帳」（平成16年公表）についても、引き続き普及促進を図りました。さらに、エコアクション21や環境大福帳の普及促進を担う人材を育成するための「指導者講習会」を全国4か所で実施しました。また、運輸関係企業に多い中小規模の事業者においても自主的に環境保全の取組が推進できるように、従来のトラック・バス・タクシー事業者に加え、平成17年7月より旅客船、内航海運、倉庫及び港湾運送の事業者のグリーン経営認証制度を開始しました。

(6) 公害防止管理制度

工場における公害防止体制を整備するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）によって一定規模の工場に公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者等の選任が義務付けられており、約2万の特定工場において公害防止組織の整備が図られています。

同法に基づく公害防止管理者等の資格取得のために国家試験が、昭和46年度以降毎年実施されており、平成17年度の合格者数は7,376人、これまでの延べ合格者数は29万9,663人です。

また、国家試験のほかに、一定の技術資格を有する者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有す

図7-3-2 日本のISO14001審査登録件数の推移

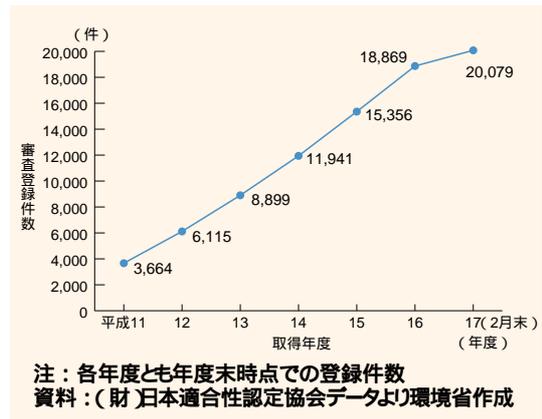
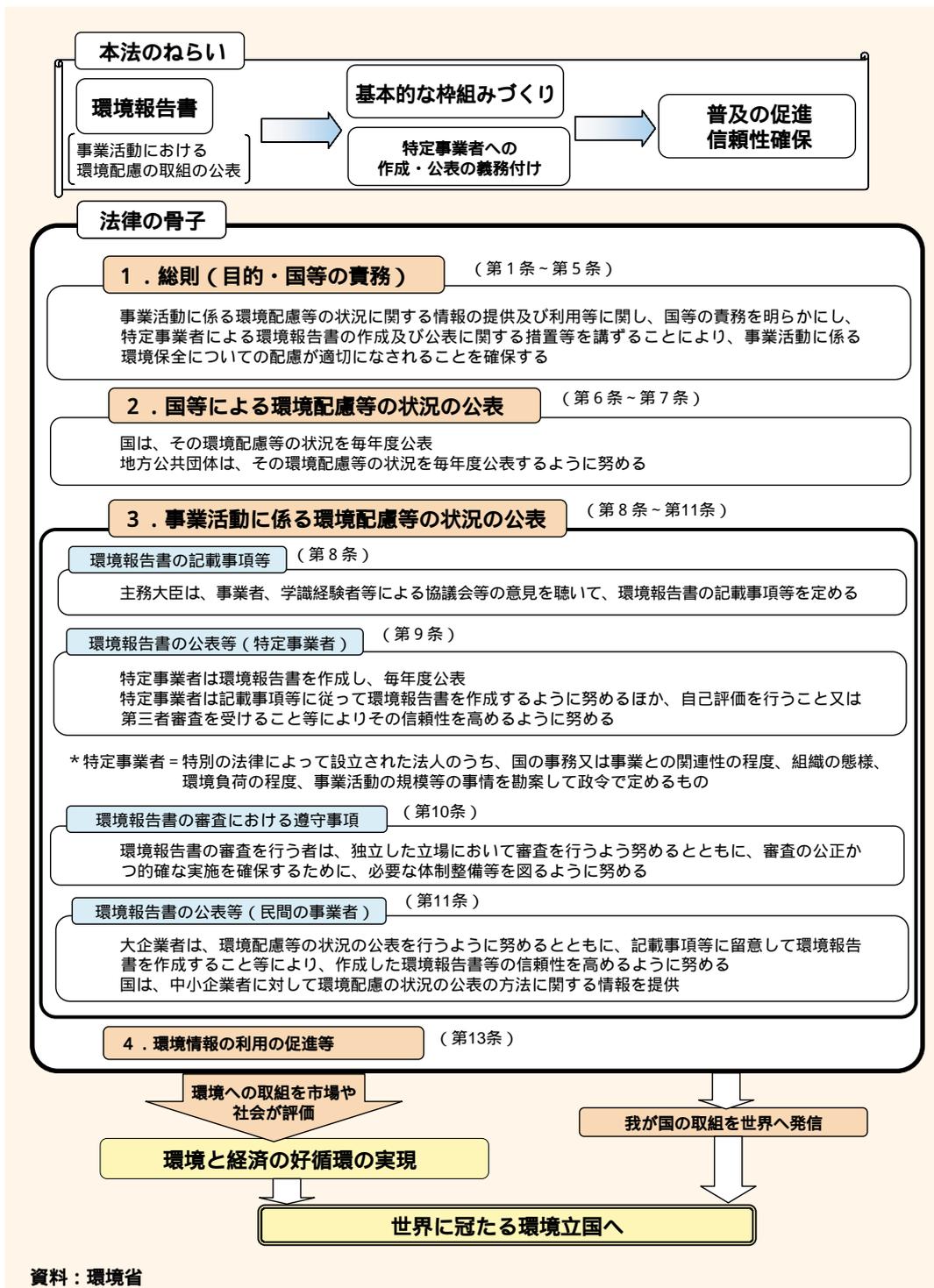


図7-3-3 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の概要



る者が公害防止管理者等の資格を取得するには、資格認定講習を修了する方法があり、平成17年度の修了者数は3,194人、これまでの修了者数は24万6,392人です。

4 環境に配慮した投融資の促進

事業者の環境に配慮した事業活動を促進するためには、従来の株式投資の尺度である企業の収益力、成長性等の判断に加え、企業が本来持つ社会的責任である法令遵守や雇用問題、人権問題などの社会・倫理面及び環境面から企業を評価・選別し、投資や融資することが重要です。このため、平成16年から、環境に配慮した事業活動を行う事業者を支援するため、日本政策投資銀行の投融資項目として環境配慮型経営促進事業

を創設し、環境面からのスクリーニング手法を用いた低利融資を実施しています。

5 環境に配慮した事業活動の促進

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。

(1) 環境ビジネスの市場・雇用規模

わが国の環境ビジネスの市場・雇用規模について、環境省が経済協力開発機構（OECD）の環境分類に基づき調査し推計を行った結果、2004年の市場規模は約37兆2千億円、雇用規模は約95万6千人となりました。

また、省エネ家電やエコファンドなど環境保全を考えた消費者の行動が需要を誘発するビジネスも上記の環境ビジネスに加えた環境誘発型ビジネスの市場・雇用規模を試算した結果、2004年の市場規模は約50兆9千億円、雇用規模は約128万7千人となりました（表7-3-2）。

表7-3-2 環境ビジネス及び環境誘発型ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状

	市場規模（兆円）		雇用規模（万人）	
	2000年	2004年	2000年	2004年
環境ビジネス	30	37	77	96
環境誘発型ビジネス	41	51	106	129

(2) その他

企業の社会的責任という観点から環境への取組をとらえる傾向が高まっていることを受けて、平成17年6月に、証券業界との協力により、「社会的責任投資（SRI）に関するシンポジウム」を開催しました。

また、地域における企業、NPO、市民等が連携した環境に配慮したまちづくりに資する「環境コミュニティ・ビジネス」を発掘し、その展開を支援しました。

6 社会経済の主要な分野での取組

(1) 物の生産・販売・消費・廃棄

ア 全般的な取組

産業界では、地球温暖化問題への主体的取組として、（社）日本経済団体連合会は、平成9年6月に経済団体連合会環境自主行動計画を策定しました。本計画は、2010年（平成22年）の二酸化炭素排出量を1990年（平成2年）比±0%以下に抑制することを目標としており、また、各業種においても定量的な目標を設定した環境自主行動計画を策定しています。このような事業者による自主行動計画はこれまで成果を上げてきており、政府は、これらの取組の透明性・信頼性及び目標達成の蓋然性が向上するよう、関係審議会等によりその進ちょく状況を点検しています。また、行動計画を策定していない業種に対し、数値目標などの具体的な行動計画の早期の策定と公表を促すこととしています。

イ 農林水産業における取組

たい肥等による土づくりを通じて化学肥料・化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業生産を推進するため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）に対する金融・税制上の支援措置、面的なまとまりを持った環境保全型農業技術の導入促進等を引き続き講じました。また、環境と調和のとれた農業生産活動を促進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和のとれた農業生産活動規範」の普及・定着を推進しました。

さらに、農業生産活動に伴う環境負荷の大幅な低減を図る先進的な取組への支援の導入を検討するため、低減効果の評価・検証手法等の確立に必要な調査を実施しました。

また、家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下「家畜排せつ物法」という。）に基づき、適正な処理や保管を徹底するとともにその利活用

を促進するため、より高い環境保全効果を有する家畜排せつ物処理施設の整備等に取り組みました。また、未利用有機性資源等の循環利用・広域流通及び都市近郊から発生する生ごみ等の都市農業における活用の促進を図るため、都道府県におけるマスタープランの策定支援、生ごみの分別収集の啓発、たい肥化施設の整備等を行いました。さらに、生産基盤等の総合的整備の際に周辺環境基盤の造成整備を進めました。

林業においては、持続可能な森林経営及び地球温暖化対策の推進を図るため、造林、保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、計画的な保安林の指定の推進及び治山事業等による機能が低下した保安林の保全対策、多様な森林づくりのための適正な維持管理、二酸化炭素の貯蔵庫となるなどの特徴を有する木材利用の推進に引き続き努めています。

水産業においては、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく、漁協等による養殖漁場の漁場改善計画策定の取組を促進するための措置を講じました。また、つくり育てる漁業を推進するため、沿岸域の藻場・干潟の造成、底質改善等を実施しました。さらに、栽培漁業については、遺伝的多様性の確保、生態系への影響等に配慮しつつ、種苗の生産、放流等を実施し、養殖業については漁場の利用方法と漁場環境間の定量的データを取得するとともに、養殖業由来の環境負荷を低減するための実用的技術の開発を進めました。加えて、漁協等による「資源管理型漁業」を一層推進することにより、各地域の多種多様な漁業実態に即した水産資源の適切な保存・管理と持続的な利用を図るための事業を実施しました。

ウ 製造・流通業における取組

製造・流通業に対しては、適切な指導を行ったほか、省資源・再資源化推進のための環境整備を行いました。また、中小企業の公害対策について、実態を把握するとともに、中小企業自身の研究開発を支援しています。

食品産業に対しては、生産段階では、環境情報の提供、産業廃棄物管理票制度の普及推進を行いました。流通段階では、飲食店等の食品廃棄物から製造される肥飼料等の特性と効果的利用法を把握するための検討を行いました。また、容器包装リサイクル対策を行うとともに、食品リサイクル法の普及啓発、先進的な食品リサイクルシステムの構築及び食品リサイクル施設の導入を図りました。

また、建築物の居住性（室内環境）の向上と省エネルギー対策をはじめとする環境負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、結果を分かりやすい指標として提示する建築物総合環境評価システム（CASBEE）の開発・普及を推進しました。

（２）エネルギーの供給と消費

環境への負荷の少ないエネルギー供給構造を形成するため、発電部門、都市ガス製造部門等のエネルギー転換事業部門におけるエネルギー効率の向上や、環境への負荷の少ない新エネルギーの導入拡大を積極的に進め、次のような取組を実施しました。

太陽光やバイオマス等の新エネルギーの低コスト化・高効率化のための技術開発・実証試験や、民間事業者や地方公共団体等が新エネルギー設備を設置する際の補助を通じて導入促進等の支援措置を講じました。また、将来の水素社会の実現に向けて、燃料電池の技術開発等の推進を図りました。さらに、電気事業者等新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務付ける、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号。以下「RPS法」という。）法の着実な運用等を通じて電力分野における新エネルギー導入の拡大に努めました。加えて、海水・河川水・下水・ごみ焼却廃熱等の未利用エネルギーを活用する技術の導入に対する支援等により、未利用エネルギー等の活用を進めました。

原子力については、供給安定性等エネルギー政策の観点のみならず、発電過程で二酸化炭素を排出することがなく、地球温暖化対策に資することから、エネルギー基本計画においても、安全の確保を大前提に、国民の理解を得つつ、核燃料サイクルを含め、原子力発電を基幹電源として推進することとしています。平成17年10月には、核燃料サイクルの根幹をなす再処理事業等に要する将来費用をあらかじめ確保することを目的とする、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号）が施行されました。また、同月には、従来からの原子力政策の方向性を再確認し、改めて、原子力発電が現在の水準程度かそれ以上の役割を担うことが適切であるなどのわが国の原子力政策の基本方針を示した「原子力政策大綱」を原子力委員会が決定し、これを政府として尊重する旨の閣議決定を行いました。

省エネルギー対策については、重点的な取組として、以下のような施策を講じました。

近年エネルギー消費の伸びが大きい民生・運輸部門等に係る対策の強化を図る、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の一部改正法が成立しました。また、産業部門において費用対効果にすぐれ、政策的意義が高い省エネ設備への大規模投資に対する支援を行うとともに、民生部門の省エネを確実に進める上で大きな役割を果たし得る高効率給湯器等の導入等を重点的に支援しました。さらに、自動車、家電等に適用するトップランナー基準の対象機器の拡大の検討（同基準に基づく世界で初めてトラック及びバスの燃費基準の策定など）包括的な省エネルギーサービスを提供するESCO事業の普及促進、複数の主体間の連携によるエネルギーの有効活用の推進等を実施しました。

また、総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会石油製品品質小委員会の答申（平成15年8月）を踏まえ、サルファーフリー（硫黄分10ppm以下）ガソリン・軽油の早期普及を促すため、サルファーフリー燃料の義務化（軽油は平成19年から、ガソリンは20年からの予定）に先駆けて、当該燃料を供給する事業者に対する支援措置を実施しました。

さらに、エネルギー等の特別会計のグリーン化が一層促進され、新エネルギー対策、省エネルギー対策、京都メカニズムの活用等の取組が強化されました。

（3）運輸・交通

運輸・交通分野における環境保全対策については、自動車1台ごとの排出ガス・騒音規制の強化を着実に実施しました。自動車NOx・PM法に基づく自動車使用の合理化等の指導を進めるとともに、冬季における高濃度の大气汚染に対応するため、入出荷貨物車台数の抑制等を内容とする「季節大気汚染対策」を実施しました。12月を「大気汚染防止推進月間」として、広く国民を対象に、公共交通機関の利用促進を訴える等大気汚染防止のための普及・啓発活動を実施しました。

ア 低公害車の開発等

次世代低公害車の技術開発としては、ディーゼルエンジンの高い熱効率を維持したまま排出ガスの低減を図ることを目的とした予混合圧縮燃焼エンジン技術、革新的後処理システム技術の開発を進めるとともに、低公害性の抜本的な改良を目指すジメチルエーテル自動車、次世代ハイブリッド自動車、大型CNG自動車、従来の大型ディーゼルエンジンよりも排出ガスを大幅に低減したスーパークリーンディーゼル車の公道試験等を実施し、さらにLNG、FTD（合成軽油）及び水素を燃料とする自動車の開発を進めました。また、燃料電池自動車について、国内自動車メーカー2社から申請のあった乗用車に対して、世界で初めて型式認定を行いました。さらに、自動車税のグリーン化や新長期規制適合車に対する自動車取得税の軽減措置等の税制上の特例措置を講じ、低公害車のさらなる普及促進を図りました。

また、信号待ちや渋滞時における**アイドリングストップ**の著しい省エネ効果を確認するとともに、各地におけるシンポジウムやアイドリングストップ車試乗会開催のほか、交通の方法に関する教則により、アイドリングストップの普及啓発を図りました。

なお、駐停車時等のアイドリングストップ等のエコドライブについては、地球温暖化防止国民運動「チーム・マイナス6%」の6つのアクションの一つに盛り込まれ、その普及を図りました。

イ 交通管理

道路交通公害の防止に資する以下の対策を講じました。

新交通管理システム（UTMS）の一環として、交通管制システムの高度化等により、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、**光ビーコン**等を通じて交通渋滞、旅行時間等の交通情報を迅速かつ的確に提供しました。また、**交通公害低減システム（EPMS）**を神奈川県、静岡県、兵庫県において運用しました。さらに、3メディア対応型道路交通情報通信システム（VICS）車載機の導入・普及等を積極的に推進しました。

都市部を中心に、各種交通規制を効果的に実施することにより、その環境の改善に努めました。具体的には、大型車を道路の中央寄りに走行させるための通行区分の指定を行うとともに、大量公共輸送機関の利用を促進し、自動車交通総量を抑制するため、バス優先・専用通行帯の指定、公共車両優先システム（PTPS）の整備等を推進しました。

都市における円滑な交通流を阻害している違法駐車を防止し、排除するため、駐車規制の見直し、悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取締り、違法駐車抑止システム、駐車誘導システム等の運用、違法駐車防止条例の制定の働きかけ等のハード・ソフト一体となった駐車対策を推進しました。

大気汚染・騒音・振動等の原因ともなっている過積載運転に対しては、荷主等の背後責任追及を積極的に実施するなど、取締りを一層強化しました。

ウ グリーン物流の実現

効率的で環境にやさしい物流の実現を目指すため、平成17年11月に策定された「総合物流施策大綱（2005-2009）」においても、物流に関わるさまざまな関係者が連携して地球環境問題に適切に対応することが重要な課題とされています。

そのため、「グリーン物流パートナーシップ会議」を活用し、事業者の連携・協働による先進的な取組への支援等を通じて、グリーン物流の実現を図るとともに、物流の総合的、効率的な実施に対する支援法である流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）を制定しました。

また、「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じて、モデル事業の実施、事業効果の測定手法の確立、優秀事例の普及広報を行っています。また、モデル事業のうち、特に先進的な事業については補助金を交付しました。

鉄道においては、二酸化炭素排出量の少ない輸送手段である鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを推進するため、東京から北九州間において一貫して1編成のコンテナ貨車26両（1,300トン）輸送を実現する山陽線の輸送力増強事業の推進を図るとともに、環境負荷低減の取組に対する消費者や企業の意識の向上を目指して、鉄道貨物輸送による環境負荷低減に積極的に取り組んでいる企業や商品を認定する「エコレールマーク」制度を創設しました。（<http://www.mlit.go.jp/tetudo/index.html>）

エ 公共交通機関利用の促進

自家用自動車に比べ環境負荷の少ないバス・鉄道などの公共交通機関利用への転換を促進するため、軌道改良・曲線改良等の幹線鉄道の高速化等を行う一方、三大都市圏における都市鉄道新線の整備、複々線化等の輸送力増強による混雑緩和や、速達性の向上を図っています。また、貨物線の旅客線化、駅施設や線路施設の改良などにより既存ストックを有効活用するとともに、乗継円滑化等に対する支援措置を講じることによる利用者利便の向上に加え、交通事業者が行う先進的な「広域的な公共交通利用転換に関する実証実験」等に対する支援を通じて、ICカードの導入等情報化の推進、乗り継ぎ改善や切れ目のない公共交通の実現等によるサービス・利便性の向上による利用促進に努めています。

また、「公共交通利用推進等マネジメント協議会」を通じて、低公害バス等の活用による通勤交通の公共交通機関利用転換、カーシェアリング推進等の企業等交通サービスの需要側における取組を促進しています。

オ ESTの取組への普及推進

公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指す先導的な地域の取組に対して、関係省庁が連携して集中的に支援策を講じるESTモデル事業を11地域で実施しました。

（4）情報通信の活用

テレワーク、SOHO、テレビ会議、高度道路交通システム（ITS）、電子商取引など、さまざまな情報通信システムが普及することにより、交通の代替、交通流の円滑化、生産・流通の効率化やペーパーレス化などを通じて大きな環境負荷の低減効果が期待できます。

テレワーク、SOHOの普及を図るため、次のような施策を講じました。

「企業のためのテレワーク導入・運用ガイドブック」の作成・公表

テレワーク推進関係4省（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）が共同で、企業におけるテレワークの導入・運用を支援するための手引書を作成し、平成17年8月に公表しました。（<http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/index.html>）

国家公務員のテレワークの拡大試行の実施

総務省では、平成16年度の試行を踏まえ、規模を拡大しつつ、17年11月から18年2月に、職員によるテレワークの試行を実施し、18年度以降のテレワークの本格実施に向けた課題の検討を行いました。（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/telework/index.htm）

「テレワーク推進フォーラム」の設立

政府の目標である2010年までに「テレワーカーが就業者人口の2割（e-Japan戦略 平成15年7月IT戦略本部決定）」の達成に資するよう、産学官による「テレワーク推進フォーラム」を平成17年11月に設立し、課題解決のための調査研究や普及活動を展開しました。（<http://www.telework-forum.jp>）

(5) 戦略的環境アセスメント

平成12年12月に閣議決定された環境基本計画において、上位計画や政策における環境配慮のあり方について、現状での課題を整理した上で、内容、手法などの具体的な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取組の実例を積み重ね、その有効性、実効性の検証を行い、それを踏まえてガイドラインの作成を図ることが定められています。

これを踏まえ、個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策における環境配慮の具体的なあり方についての内容、手法等の検討を進めました。

第4節 地域づくりにおける取組の推進

1 地域における環境保全の現状

(1) 地方環境事務所の設立

環境行政において軸足を地域に置いた政策の展開が求められている今日、地域の实情に応じた機動的ででき細かな施策を実施するため、平成17年10月に、従来の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所を統合し、法令権限や予算執行権限を委任できる地方支分部局として全国7か所に地方環境事務所を設置しました。

地方環境事務所は、地域の行政・専門家・住民等と協働し、地域の視点から問題に取り組んでいます。

(2) 地域における環境保全施策の計画的、総合的推進

全国の地方公共団体の環境関連情報を提供するウェブサイト「地域環境行政支援情報システム（知恵の環）」（<http://www.chie-no-wa.com>）の運営を行ったほか、地方公共団体向けに環境省の環境施策に関する情報提供を行うメールマガジンの発行を行いました。

各地方公共団体においてそれぞれ地域環境保全基金が設けられており、これにより、ビデオ、学校教育用副読本等の啓発資料の作成、地域の環境保全活動に対する相談窓口の設置、環境アドバイザーの派遣、地域の住民団体等の環境保全実践活動への支援等が行われました。

(3) 地方公共団体の環境保全対策

ア 環境基本条例の制定状況

環境基本法（平成5年法律第91号）の理念に沿って環境保全施策に関する最も基本的な事項を定めた条例である環境基本条例は、平成17年4月1日現在、全地方公共団体中788団体において制定されています。

イ 総合的な地域環境計画の策定状況

地方公共団体では、環境についての基本理念を明らかにした総合的な地域環境計画の策定が進んでおり、平成17年4月1日現在、全地方公共団体中575団体において策定されています。

ウ 公害防止協定の締結状況

平成16年4月～17年3月までの間に締結された公害防止協定数は、1,142件となっており、協定締結の事業所数を業種別に見ると表7-4-1のとおりとなっています。

エ 公害対策経費

平成16年度において、地方公共団体が支出した公害対策経費（地方公営企業に係るものを含む。）は、3兆5,389億円（都道府県7,639億円、市町村2兆7,749億円）となっています。これを前年度と比べると、4,461億円（都道府県951億円、市町村3,510億円）、11.2%の減となっています（表7-4-2）。

公害対策経費の内訳を見ると、公害防止事業費が3兆1,688億円（構成比89.5%）、次いで一般経費（人件費等）が1,900億円（同5.4%）等となっています。さらに、公害防止事業費の内訳を見ると、下水道整備事業費が2兆

表7-4-1 業種別の公害防止協定締結事業所数（地方公共団体 - 企業間）

業種	事業所数	業種	事業所数
農業	58	ゴム・皮革	7
鉱業	20	窯業・土石	23
建設業	26	鉄鋼業	21
食料品	72	非鉄金属	23
衣服・繊維	19	金属製品	71
木材・木製品	20	機械工業	105
紙・パルプ	9	電気等供給	17
化学工業	53	産業廃棄物処理	142
石油・石炭製品	24	その他	248

注：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に締結されたもの。
出典：環境省『地方公共団体の環境保全対策調査』（平成17年度調査）

5,753億円で公害対策経費の72.8%と最も高い比率を占めており、次いで廃棄物処理施設整備事業費が4,537億円（構成費12.8%）となっています。

表7-4-2 地方公共団体公害対策決算状況(平成16年度)

(単位：億円、%)

区 分	平成16年度決算額						平成15年度決算額						増 減 (A)-(B)	伸 び 率 (A)-(B) /(B)
	都道府県		市町村		計(A)		都道府県		市町村		計(B)			
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比			
1 一 般 経 費	934	12.2	966	3.5	1,900	5.4	918	10.7	987	3.2	1,905	4.8	5	0.3
2 公害規制及び調査研究費	252	3.3	211	0.8	464	1.3	313	3.6	234	0.7	547	1.4	83	15.2
3 公害防止事業費	6,074	79.5	25,615	92.3	31,688	89.5	6,935	80.7	29,003	92.8	35,938	90.2	4,250	11.8
(主な内訳)下水道整備	4,699	61.5	21,054	75.9	25,753	72.8	5,376	62.6	24,053	76.9	29,429	73.8	3,676	12.5
廃棄物処理施設整備	506	6.6	4,031	14.5	4,537	12.8	572	6.7	4,387	14.0	4,959	12.4	422	8.5
4 公害健康被害補償経費	63	0.8	655	2.4	718	2.0	65	0.8	678	2.2	743	1.9	25	3.4
5 そ の 他	317	4.1	302	1.1	619	1.7	359	4.2	357	1.1	716	1.8	97	13.5
合 計	7,639	100.0	27,749	100.0	35,389	100.0	8,590	100.0	31,259	100.0	39,850	100.0	4,461	11.2

注1：都道府県と市町村間における補助金、負担金等の重複は控除している。

注2：端数処理の関係で合計数値が合わないことがある。

資料：総務省

2 循環と共生を基調とした地域づくり

(1) 持続可能な地域づくりに関する取組

環境省では、平成16年度から、地域発の創意工夫と幅広い主体の参加によって、二酸化炭素排出削減等を通じた環境保全と、雇用創出等による地域経済の活性化を同時に実現する事業を支援する「環境と経済の好循環のまちモデル事業」を実施しています。

具体的には、環境と経済の好循環のまちづくりについて、地域の創意工夫によるアイデアを募集・選定し、平成16年度に選定した10か所に加え、17年度に新たに選定した10か所の地域において事業を実施しています(表7-4-3)。

環境省では、地球環境問題からリサイクル対策まで多岐にわたる地域の課題を視野に入れ、住民、企業等との協働を図りながら、環境の恵み豊かな、持続可能なまちづくりに取り組んでいる地域を対象に、大臣表彰を行っています。平成17年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」においては、八戸市(青森県)、二ツ井町[現 能代市](秋田県)、館林市(群馬県)、練馬区(東京都)、氷見市(富山県)、名田庄村[現 おおい町](福井県)、上石津町[現 大垣市](岐阜県)、西宮市(兵庫県)の8団体を表彰しました。

省エネルギー化を図った施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対し特別な助成を行う先導型再開発緊急促進事業にて支援を行いました。また、環境への負荷を低減するモデル性の高い住宅市街地の整備を推進する「環境共生住宅市街地モデル事業」にて支援を行いました。

(2) 自然と共生する地域づくりに対する取組

ほ場整備による優良農地の確保、保全とあわせて地域の活性化のため、既存集落と一体的に生活環境を整備することにより、潤いのある田園居住空間を創造する「農村振興総合整備事業(田園居住空間整備)」を実施しました。農業用水や農業水利施設が持つ景観形成、親水、生態系の保全などの地域用水機能の発揮に配慮した整備を行うことにより、都市住民にも開かれた豊かで潤いのある水辺空間を創出する地域用水環境整備事業を実施しました。たい肥化施設等の計画的な活用により、農業集落排水汚泥等の有機性資源の循環利

表7-4-3 「環境と経済の好循環まちモデル事業」の対象地域

	平成17年度選定地域	平成16年度選定地域
大規模	塩竈市(宮城県)、港区ほか6区連合(東京都)、川崎市(神奈川県)、富山市(富山県)、高岡市(富山県)、北杜市(山梨県)、備前市(岡山県)	いわき市(福島県)、つくば市(茨城県)、太田市(群馬県)、飯田市(長野県)、周南市(山口県)
小規模	稚内市(北海道)、鯉ヶ沢町(青森県)、遠野市(岩手県)	住田町(岩手県)、飯豊町(山形県)、平田市[現 出雲市](島根県)、上勝町(徳島県)、構原町(高知県)

資料：環境省

用の促進を図りました。生態系の保全等に資する農業用水路等を子どもたちの遊び場、自然体験の場として活用する「あぜ道とせせらぎ」づくり推進事業を、関係府省が連携して行いました。

(3) 景観を保全・創造する地域づくりに対する取組

河川と一体になったまちなみ景観の保全・創造のために、美しい水辺空間を創出する「マイタウン・マイリバー整備事業」「ふるさとの川整備事業」等を各地域において推進しました。

(4) 歴史的景観と調和する地域づくりに対する取組

豊かな歴史的環境の確保・保全のため、地方公共団体が行う史跡等の公有化や整備・活用などの事業に対して補助を行いました。

市町村が行う伝統的建造物群保存対策調査及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の保存修理、防災施設等の設置、建物や土地の公有化などの事業に対して補助を行いました。また、**古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法**（昭和41年法律第1号）に基づき指定された歴史的風土保存区域において、特に枢要な部分を構成している地域については、歴史的風土特別保存地区の指定や地方公共団体による土地の買入れ等を推進しました。さらに、文化財としての価値を有する土地改良施設の補修等を、その歴史的価値の保全に配慮しつつ行いました。

3 公害防止計画

平成16年度末に計画期間が終了した新潟地域等5地域について、17年10月に環境大臣が各関係知事に対して新規計画の策定を指示しました。指示を受けた知事は、環境大臣が示した基本方針に基づいて各地域の**公害防止計画**を作成し、各計画は環境大臣によって18年3月に同意されました。

公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、地方公共団体が公害防止計画に基づき実施する公害防止対策事業については、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）に基づいて、国の負担又は補助の割合のかさ上げ等、国が財政上の特別措置を講じています（http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/kobo/）。

第5節 環境影響評価等

1 国の施策の策定等に当たっての環境保全上の配慮

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境基本法第19条は、国は環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たっては、環境保全について配慮しなければならないものと規定しています。このため、各種計画の策定に当たり、環境の保全に関しては、環境基本計画の基本的方向に沿ったものとなるよう、これらの計画と環境基本計画との相互の連携を図りました。また、個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることとなる計画（上位計画）や政策における環境配慮の具体的なあり方について検討を進めました。

上位計画や政策の策定や実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントについては、国際連合欧州経済委員会において戦略的環境アセスメントに関する議定書が採択され、また、欧州連合において計画案の環境評価に関する指令に基づいて多くの加盟国で計画案に対する環境評価が制度化されるなど、諸外国において戦略的環境アセスメントの制度化が進展しています。

環境省では、学識経験者による研究会を設けて、廃棄物分野におけるケーススタディを中心に手法等の研究を行うとともに、海外の専門家に依頼して海外事例の研究を行っています。

また、国の実施する社会資本等の整備のための公共事業については、計画段階からのその実施が環境に及ぼす影響について、最新の知見により調査予測を実施し、環境への影響の防止のための対策の検討を行うなど、環境保全上の調査・検討に努めました。

道路、河川、空港、港湾等の公共事業についても、その計画プロセスにおける情報公開や市民参加のガイドライン等が提示されるなど、関連する取組が進展しています。

2 環境影響評価の実施

(1) 環境影響評価法に基づく環境影響評価

環境影響評価法（平成9年法律第81号）は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の面的開発事業のうち、規模が大きく、環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の着手の実施を義務付けています（図7-5-1）。同法に基づき、平成18年3月末までに159件の事業が着手を開始し、そのうち、17年度においては、14件が新たに着手を完了しており（表7-5-1）社会資本整備における環境配慮の徹底が図られました。

図7-5-1 環境影響評価法の着手の流れ

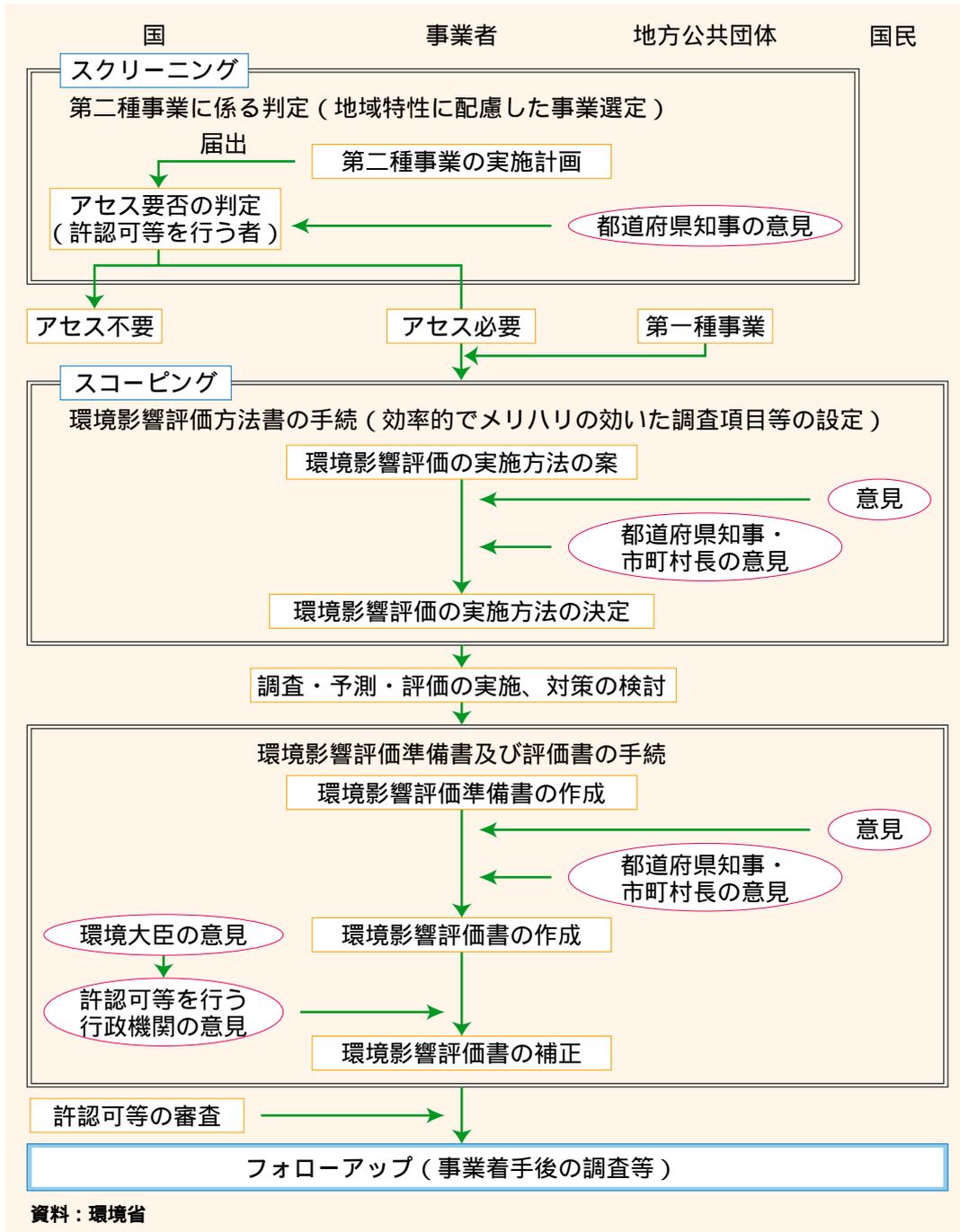


表7-5-1 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況

(平成18年3月末現在)

	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	処分場	埋立	面整備	合計 ³
手続着手	66(44) ⁷	6(6)	13(9)	8(8)	38(26) ⁷	3(2)	10(7)	20(11) ^{2,4,7}	159(109) ⁷
環境大臣意見	37(16)	3(3)	10(7)	6(6)	23(13)	- ⁵	- ⁶	12(4) ^{2,4,7}	93(49) ⁷
手続完了	35(14)	3(3)	10(6)	6(6)	23(11)	3(2)	5(3)	12 ² (5)	94(49)
手続中に中止	7(6) ⁸	-	-	-	2(2)	-	-	2(1)	11(9)

- * 1 : ()内は手続当初から法に基づく案件で内数。
- * 2 : 新住宅市街地開発事業が2件あることを除けば全て土地区画整理事業である。
- * 3 : 2つの事業が併合して実施されたものについては、合計では1件とした。
- * 4 : 土地区画整理事業の内1件は、事業認可の許認可権者が都道府県知事であり、さらに都市計画認可が不要であるため、環境影響評価法上、環境大臣の関与する機会はない。
- * 5 : 廃棄物最終処分場の設置に係る許可又は特定届出(市町村が設置する一般廃棄物最終処分場に限る)の許認可権者は都道府県知事であるため、環境影響評価法上、環境大臣が関与する機会はない。
- * 6 : 公有水面の埋立て(干拓を含む)に係る免許又は承認(国が行う埋立てに限る)の許認可権者は都道府県知事(港湾区域内にあっては港湾管理者の長)であるため、環境影響評価法上、環境大臣が関与する機会はない。
- * 7 : 手続中に事業中止となった件数を含む。
- * 8 : 17年度中に環境影響評価法に基づく公告・縦覧が終了した案件は、都市計画道路下田六戸線・上北天間林線、祓川水系伊良原ダム建設事業、都市計画道路鳥取青谷線、仙台市高速鉄道東西線建設事業、新石垣空港整備事業、公共関与臨海部新処分場整備事業(最終処分場及び公有水面埋め立て)、成田新高速鉄道線建設事業、一般国道464号北千葉道路(印旛~成田)建設事業、都市計画道路阿久根川内線、都市計画道路出水阿久根線、川崎天然ガス発電所、美保飛行場拡張整備事業、豊岡都市計画道路1・4・1号北近畿豊岡自動車道・日高都市計画道路1・4・1号北近畿豊岡自動車道・八鹿都市計画道路1・4・2号北近畿豊岡自動車道北線及び泉北天然ガス発電所の14件。

資料：環境省

(2) 環境影響評価の適切な運用への取組

環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うとともに、環境影響評価における住民等の意見の収集を効果的かつ効率的に行う手法の検討を行いました。また、平成17年3月に行った基本的事項の改正を踏まえ、事業の種類ごとに定められた主務省令について、所要の改正を行いました。

さらに、国・地方公共団体等の環境影響評価事例や制度及び技術の基礎的知識の提供による環境影響評価の質及び信頼性の確保を目的として、環境影響評価の実施に際して必要となる情報等を集積し、インターネット等を活用した国民や地方公共団体等への情報支援体制の整備を進めました。

(3) 地方公共団体における取組

都道府県・政令指定都市の多くは、条例や要綱による独自の環境影響評価手続を設けていましたが、環境影響評価法の制定等を背景に、制度の見直しが活発に行われ、平成17年度末現在、ほぼすべての都道府県及び政令指定都市において環境影響評価条例が公布・施行され、さらに知事意見を述べる際の審査会等第三者機関への諮問や事業者への事後調査の義務付けを導入しています。

対象事業については環境影響評価法対象の規模要件を下回るものに加え、廃棄物処理施設やスポーツ・レクリエーション施設、畜産施設、土石の採取、複合事業なども対象としており、さらに環境基本法に規定されている「環境」よりも広い範囲の「環境」の保全を目的とし、埋蔵文化財、地域コミュニティの維持、安全などについても評価対象にするなど、地域の独自性が発揮されています。

また、個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)や政策における環境配慮については、東京都では、計画段階において環境アセスメントを義務付けるための条例改正が行われ、埼玉県では戦略的環境影響評価実施要綱、広島市では多元的環境アセスメント実施要綱、京都市では計画段階環境影響評価要綱が制定されました。これらの条例等に基づき、戦略的環境アセスメントが複数の事例に適用されています。

(4) 個別法等に基づき環境保全上の配慮

港湾法(昭和25年法律第218号)、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和33年法律第98号)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和39年法律第145号)等に基づいて行われる事業の認可、計画等の策定等に際し、環境保全の見地から所要の検討を行いました。

1 調査研究及び監視・観測等の充実

(1) 研究開発の総合的推進

環境分野は、第2期科学技術基本計画において、わが国の研究開発の重点分野の一つとされています。分野別推進戦略を踏まえ、重点課題として選定された地球温暖化研究、ゴミゼロ型・資源循環型技術研究、自然共生型流域圏・都市再生技術研究、化学物質リスク総合管理技術研究、地球規模水循環変動研究の5課題については、イニシャティブ研究会合等を開催し、省際的な研究開発の推進を図り、その成果を取りまとめました。

総合科学技術会議では、「環境研究開発推進プロジェクトチーム」において、上記の各重点課題の最新動向や関係府省における施策の取組・連携状況、不必要な重複及び実施中の施策の効果等について調査検討を行いました。また、科学技術連携施策群のテーマの一つとして「バイオマス利活用」を立ち上げ、研究・技術開発に関して関係府省における施策の取組・連携状況の把握や、関係府省の連携を深めるための課題の選定など、各府省の連携の下で積極的に推進しました。さらに、平成17年度は第2期科学技術基本計画の最終年度であることから、第3期の基本計画（計画年度：平成18～22年度）及びこれに基づく分野別推進戦略を策定しました。

(2) 環境省関連試験研究機関の整備と研究の推進

ア 独立行政法人国立環境研究所

環境大臣が定めた5年間の中期目標（平成13～17年度）とこれを達成するための中期計画に基づき、重点研究分野を中心に、特に重要な以下の課題についてはプロジェクトを形成し、環境研究の推進を図りました。

地球温暖化の影響評価と対策効果

成層圏オゾン層変動のモニタリングと機構解明

内分泌かく乱作用を有する物質及びダイオキシン類のリスク評価と管理

生物多様性の減少機構の解明と保全

東アジアの流域圏における生態系機能のモデル化と持続可能な環境管理

大気中微小粒子状物質（PM2.5）・ディーゼル排気粒子（DEP）等の大気中粒子状物質の動態解明と影響評価

また、環境行政の新たなニーズに対応した以下の政策対応型調査・研究を2つの研究センターで実施しました。

循環型社会形成推進・廃棄物管理に関する調査・研究

化学物質環境リスクに関する調査・研究

重点研究分野をはじめ、長期的視点に立った基盤研究や創造的・先導的調査研究を6つの研究領域等で実施しました。

研究の効率的実施や研究ネットワークの形成に資するため、環境研究基盤技術ラボラトリーにおいて環境標準試料の作製等を実施するとともに、地球環境研究センターにおいて地球環境の戦略的モニタリング等を実施し、知的研究基盤の整備に取り組みました。

環境情報センターにおいては、環境の保全に関する国内外の資料の収集、整理及び提供を行い、国民等への環境に関する適切な環境情報の提供サービスを実施しました。

イ 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターは、水俣病に関する総合的医学研究を行い、水俣病患者の医療向上を図るため、昭和53年に熊本県水俣市に設立され、水俣病に関する医学的研究、社会科学的研究、自然科学的研究等を幅広く行っています。また、水銀汚染問題に関する日本の経験の蓄積を活用し、国際共同研究等の国際協力に貢献していくなどの施策を実施しました。また、同センターに属する水俣病情報センターにおいては、資料の収集・整理・提供を実施しました。

(3) 公害防止等に関する調査研究の推進

環境省に一括計上した平成17年度の関係行政機関の試験研究機関（国立機関及び独立行政法人）の地球環境保全等に関する研究のうち、公害の防止等に関する各府省の試験研究費は、総額12億3,272万円でした。8府省20試験研究機関等において、環境の現状の的確な把握、環境汚染による環境変化の機構の解明、環境汚染の未然防止、汚染された環境の修復等の領域にわたり、61の試験研究課題を実施しました。その内容は表7-6-1のとおりです。

表7-6-1 公害防止等に関する調査研究

研究分野	課題数	主な研究内容
1. 大気環境の保全に資するための研究	7	DPF装着車からの微粒子排出実態の研究、粗悪燃料を用いる船用および固定発生源からの大気汚染物質除去に関する研究等
2. 水環境の保全に資するための研究	9	公共用水域の人畜由来感染による健康影響リスクに関する研究、工事用作業船による浮遊重油の回収技術の開発等
3. 土壌環境の保全に資するための研究	2	汚染土壌の修復技術、リスク評価・管理手法の開発等
4. 循環型社会形成に資するための研究	3	廃棄物の処理・再利用技術の開発、再生建材の循環利用における長期的な環境影響評価のための研究等
5. 化学物質等の環境リスク対策に資するための研究	14	マウス幹細胞を用いた環境汚染物質の発現期における影響評価、化学物質等の影響メカニズム解明、リスク評価、評価手法の開発等
6. 健全な生態系の確保に資するための研究	13	生態系の保全・管理手法の開発、レプンアツモリソウをモデルとした特定国内野生希少動植物種の保全に関する研究等
7. 都市・生活環境の保全に資するための研究	6	騒音対策技術、都市気象モデルによるヒートアイランドの研究等
8. 環境の監視、観測及び影響の予測評価技術の充実、環境情報の効果的活用に関する研究	3	測定技術の精度向上に関する技術の開発、カーボンナノチューブを使ったガスセンサー、海洋汚染物質の荒天時観測技術の確立に関する研究等
9. 地域密着型環境研究（都道府県等から提案された共同研究等）	4	地衣類の遺伝的多様性を活用した大気汚染診断、ため池とその周辺の公益的機能の評価に関する研究等

資料：環境省

(4) 地球環境研究に関する調査研究等の推進

地球環境の保全を科学的知見に基づき適切に推進し、国際的な取組に貢献するため、平成17年6月に地球環境保全に関する関係閣僚会議が策定した「平成17年度地球環境保全調査研究等総合推進計画」等を踏まえつつ、総合的な調査研究等を実施しました。

関係府省の国立試験研究機関、独立行政法人、大学、民間研究機関等広範な分野の研究機関、研究者の有機的連携の下、「地球環境研究総合推進費」により、学際的、国際的観点を重視しつつ地球環境研究を推進しました。平成17年度は、戦略的な研究課題として、温暖化の危険な水準及び温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に関する研究に着手しました。関係行政機関等による中長期的視点から着実に推進すべき研究については、「地球環境保全試験研究費」により、地球温暖化の防止に資する研究を行いました。17年度に実施した主な調査研究は表7-6-2のとおりです。

(5) 基礎的・基盤的研究の推進

次世代の環境保全技術の基礎となる「知的資産」を蓄積するため、「環境技術開発等推進費」の「基礎研究開発課題」において、「空間明示モデルによる大型哺乳類の動態予測と生態系管理に関する研究」等計8課題及び「フィージビリティスタディ研究課題」のうち基礎研究開発の技術分野において1課題の研究の推進を図り、また、「自然共生型流域圏・都市再生技術課題」において、主要都市・流域圏の自然共生化に必要なシナリオの設計・提示を目指した2課題の研究の推進を図りました。

表7-6-2 平成17年度に実施した主な地球環境分野の調査研究

府 省 名	研 究 課 題
文 部 科 学 省	<ul style="list-style-type: none"> [地球環境観測研究] [地球環境予測研究] [温室効果ガス観測技術衛星に関する開発研究等] [降水レーダ等に関する開発研究等] [防災科学技術の推進] ・ 全球水文過程における災害予測に関する研究等 [北極圏環境観測国際共同研究] [南極地域観測]
環 境 省	<ul style="list-style-type: none"> [地球環境研究総合推進費] ・ アジアにおけるオゾン・ブラックカーボンの空間的・時間的変動と気候影響に関する研究 ・ アジア太平洋統合評価モデルによる地球温暖化の緩和・適応政策の評価に関する研究 ・ ロシア北方林における炭素蓄積量と炭素固定速度推定に関する研究 ・ アジア大陸からのエアロゾルとその前駆物質の輸送・変質プロセスの解明に関する研究 ・ 酸性物質の負荷が東アジア集水域の生態系に与える影響の総合的評価に関する研究 ・ 森林 - 土壌相互作用系の回復と熱帯林生態系の再生に関する研究 ・ 脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究 ・ 生物相互作用に着目した高山・亜高山生態系の脆弱性評価システムの構築に関する研究 ・ 乾燥地域の水資源への温暖化影響評価のための日降水グリッドデータの作成 ・ 地球温暖化に伴う植物プランクトンの生理生態変化と生物多様性の減少に関する予備研究 ・ 環境税改革の経済分析：企業の技術開発を通じた経済効果に関する予備的研究 ・ 環境負荷低減に向けた公共交通を主体としたパッケージ型交通施策に関する提言 ・ ライフスタイル変革のための有効な情報伝達手段とその効果に関する研究 ・ 21世紀の炭素管理に向けたアジア陸域生態系の統合的炭素収支研究 ・ 陸域生態系の活用・保全による温室効果ガスシンク・ソース制御技術の開発 ・ 脱温暖化社会に向けた中長期的政策オプションの多面的かつ総合的な評価・予測・立案手法の確立に関する総合研究プロジェクト ・ 温暖化の危険な水準及び温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に関する研究 [地球環境保全試験研究費] ・ 陸域・海洋による二酸化炭素吸収の長期トレンド検出のための酸素および二酸化炭素同位体に関する観測研究 ・ 西部太平洋域の微量温室効果ガス分布と発生源に関する研究 ・ 環境変動と森林施策に伴う針葉樹林人工林のCO₂吸収量の変動評価に関する研究 ・ 大気境界層の高頻度観測による大陸上CO₂の挙動と輸送に関する研究 ・ 気候モデルにおける下層雲のパラメタリゼーションの改善に関する研究 ・ 高山植生による温暖化影響検出のモニタリングに関する研究 ・ 発展途上国における気候変化の緩和に資する住宅・都市形成支援に関する研究 ・ CDM植林が生物多様性に与える影響評価と予測技術の開発 ・ アジア諸国の廃棄物埋立地におけるCDM事業に資する温室効果ガス排出削減量および排出削減対策の評価に関する研究
国 土 交 通 省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温暖化による日本付近の詳細な気候変化予測に関する研究（気象庁）

資料：文部科学省、国土交通省、環境省

(6) 地球環境に関する観測・監視

衛星による地球環境観測については、熱帯降雨観測衛星（TRMM）の降雨レーダ（PR）や米国地球観測衛星（Aqua）の改良型高性能マイクロ波放射計（AMSR-E）から取得された観測データを、地球環境の観測・監視や環境問題の原因解明に活用しました。環境観測技術衛星「みどりII」（ADEOS-II）から得られた観測データについては、最大限活用すべくデータの精度の向上を図るとともに、オゾン層破壊の現象解明等に活用しました。また、陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）の打上げ、環境省、国立環境研究所及び宇宙航空研究開発機構の共同による温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）の開発及び、全球降水観測（GPM）計画主衛星に搭載する二周波降水レーダ（DPR）の研究開発を行いました。

海洋における観測については、海洋地球研究船「みらい」等を用いた観測研究、観測技術の研究開発を推

進しました。第47次南極地域観測隊が昭和基地を中心に、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、地球規模での環境変動の解明を目的とする各種のプロジェクト研究観測等を実施しました。特に、平成18年1月、約100万年前の気候や二酸化炭素濃度を解明するために、ドームふじ基地において深さ3,029mの氷床コアの採取に成功しました。

地球変動予測研究については、世界最高性能のスーパーコンピュータ「地球シミュレータ」を活用した地球温暖化予測モデル開発等を推進しています。

地球規模の変動に大きく関わっている海洋における観測について、海洋の観測データを飛躍的に増加させるため、海洋自動観測フロート約3千個を全世界の海洋に展開し、地球規模の高度海洋監視システムの構築を目指すARGO計画を推進しました。

「地球観測システム構築推進プラン」では、競争的研究資金制度のもと、地球観測システムの構築に貢献する研究開発等に効果的に取り組んでいます。本事業が創設された平成17年度は、地球温暖化・炭素循環分野及びアジアモンスーン地域水循環・気候変動分野における研究課題の実施を開始しました。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、平成16年に続き、国内の影響・リスク評価研究の推進に向けて、日本付近のより詳細な気候変化の予測結果を更新・提供したほか、それらの結果を取りまとめ、「地球温暖化予測情報」として発表しました。

地上観測については、環境省及び気象庁が、それぞれ沖縄県波照間島や東京都南鳥島等で温室効果ガスの測定を行っています。気象庁ではWMO/GAW計画の一環として、温室効果ガス、CFC等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線等の定常観測、日本海周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海水中の二酸化炭素等の定期観測、エーロゾルライダーを用いたエーロゾルの高度分布の測定を引き続き実施しました。また、黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表しています。

世界の地上気候データの円滑な国際交換を推進するため、世界気象機関(WMO)の計画に沿って各国の気象局と連携し地上気候データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

平成17年度に実施した主な観測・監視は表7-6-3のとおりです。

表7-6-3 平成17年度に実施した主な地球環境分野の観測・監視

府省名	研究課題
総務省	・地球環境計測技術の研究開発(電波や光を利用したリモートセンシング)
文部科学省	・環境観測技術衛星等のデータを用いた研究 ・陸域観測技術衛星の開発等 ・海洋観測船等を用いた観測研究 ・衛星による観測データのネットワークの整備・運用 ・南極地域観測
国土交通省	・海洋汚染の調査(海上保安庁) ・西太平洋海域協同調査(海上保安庁) ・日本海洋データセンターの運営(海上保安庁) ・大気及び海洋バックグラウンド汚染観測業務(気象庁) ・オゾン層及び紫外域日射観測(気象庁) ・温室効果ガス世界資料センターの運営(気象庁) ・国際超長基線測量(全地球的なプレート運動の検出)
環境省	・陸域・海洋による二酸化炭素吸収の長期トレンド検出のための酸素および二酸化炭素同位体に関する観測研究 ・西部太平洋域の微量温室効果ガス分布と発生源に関する研究 ・東アジアにおけるハロゲン系温室効果気体の排出に関する観測研究 ・大気境界層の高頻度観測による大陸上CO ₂ の挙動と輸送に関する研究 ・チベット高原を利用した温暖化の早期検出と早期予測に関する研究

資料：総務省、文部科学省、国土交通省、環境省

(7) 廃棄物処理等科学研究の推進

総合科学技術会議の「平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」で重点を置くとされた研究イニシアティブのうち、「ごみゼロ型・資源循環型技術研究」を推進するため、競争的研究資金を活用し広く課題を募集し、平成17年度は、50件の研究事業及び6件の技術開発事業を実施しました。

研究事業については、「社会におけるマテリアルフロー分析、循環型社会の評価手法に関する研究」、「経済的インセンティブを用いた3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進に関する研究」、「地域における最適な資源循環システムの構築に関する研究」、「安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究」を重点テーマとし、廃棄物をとりまく諸問題の解決とともに循環型社会の構築に資する研究を推進しました。

技術開発については、「廃棄物適正処理技術」、「廃棄物リサイクル技術」、「循環型社会構築技術」を公募分野とし、次世代を担う廃棄物処理等に係る技術の開発を図りました。

文部科学省では、廃棄物の無害化処理と再資源化を図るとともに、影響・安全性評価及び社会システム設計に関する研究開発を産学官の連携で行う「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」を開始しました。

(8) 環境保全に関するその他の試験研究

環境省では、ナノテクノロジーを環境分野に活用した環境モニタリング・健康生態影響評価・環境汚染防止対策に関する技術開発等を行いました。

内閣府では、温室効果ガス削減の国際的な枠組みの問題等気候変動問題に焦点をあて、国内外の研究機関と共同で国際共同研究を実施しました。また、環境と経済の関係を示す「環境サテライト勘定」について、これまでの研究及びシステム開発を基に、改訂版環境・経済統合勘定ハンドブック（SEEA2003）の中でも中心的な役割を担っているNAMEA（National Accounting Matrix including Environmental Accounts）の推計及び勘定体系の改良を行いました。

総務省では、電磁波を利用した地球環境観測技術の研究として、GPM搭載2周波降水レーダーの開発、宇宙からの雲観測技術、宇宙からの風観測のためのライダー技術、宇宙からの大気微量成分の三次元観測技術、極域大気環境の総合計測技術に関する国際共同研究、高分解能映像レーダーによる地表面の高精度観測技術、亜熱帯環境計測技術の研究開発を実施しました。

農林水産省では、環境負荷を低減し、持続的農業を推進するための革新的技術の開発として、畜産臭気の低減技術の開発とバイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化に関する取組を強化しました。また、地球温暖化が農林水産業に与える影響の評価や温室効果ガスの排出削減・固定化技術の開発を実施したほか、流域圏における水・物質循環の機構及び農林水産生態系の機能の解明による流域圏環境の総合的管理手法の開発、野生鳥獣による農林業被害を軽減する管理技術の開発、農林水産生態系における有害化学物質の動態把握と生物・生態系への影響評価と分解・無毒化等を通じたリスク低減技術の開発、アジアモンスーン地域における水循環変動を考慮した食料需給モデルの開発、水循環変動の影響を評価・予測、変動の影響を最小化するための対策シナリオの策定等を実施しました。

経済産業省では、植物機能や微生物機能を活用して工業原料を生産する技術開発、廃棄物や汚染物質の生分解・処理技術の開発を実施しました。特に、生物機能を活用した物質生産に係る実用化開発を推進する観点から、「バイオプロセス実用化開発プロジェクト」を実施しました。また、これらの開発を支える基盤整備のための生物遺伝資源の収集に係る技術開発や、バイオテクノロジーの産業利用における安全管理充実のための遺伝子組換え体のリスク管理に関する基盤研究等を実施しました。さらに、愛・地球博において、バイオマス由来プラスチックの利活用の実証を実施しました。

国土交通省では、ライフサイクル（製造から廃棄までの全期間）を通じたCO₂と廃棄物に関する建築物の環境性能を定量的に評価する手法の開発、及びその対策技術の開発を実施しました。また、効果的なヒートアイランド対策の推進のために、地理情報等を活用して都市空間におけるヒートアイランド現象をスーパーコンピュータにより再現するシミュレーション技術の開発等について実施しました。

循環型社会の構築に向け、下水汚泥の建設資材利用や、他の有機質廃材と組み合わせた有効利用等の技術開発を推進しました。

環境への負荷が小さく、新たな海洋空間の創造が可能な超大型浮体式海洋構造物（メガフロート）の普及促進のための調査を行いました。また、内航海運の活性化と物流における環境負荷低減に大きく貢献する次世代内航船（スーパーエコシップ）の研究開発、外航海運分野からの環境負荷（プラスチック水問題等）の低減と採算性を両立した低環境負荷型外航船（グリーンシップ）の研究開発、船舶からの大気汚染の防止を図ることを目的に、排出ガスに含まれるSO_xを大幅に削減する活性炭素繊維（ACF）を活用した高機能排煙処理システムや、NO_x及びCO₂の排出を同時に削減させる超臨界水を活用した船用ディーゼル燃焼技術といった新たな環境負荷低減技術の研究開発を実施しました。

2 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等 -----

(1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進

地球環境保全に関する調査研究については、「平成16年度地球環境保全調査研究等総合推進計画」を踏まえ、国際的な研究計画に参加・連携しつつ、積極的に推進しました。また、「地球環境研究総合推進費」制度の一環として、海外の研究者を招へいして日本の国立試験研究機関等において共同研究を行う「国際交流研究」の枠組み等を活用し、調査研究等の充実、強化を図りました。

監視・観測については、UNEPにおける地球環境モニタリングシステム（GEMS）、世界気象機関（WMO）における全球大気監視（GAW）計画、WMO/ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）合同海洋・海上気象専門委員会（JCOMM）の活動、全球気候観測システム（GCOS）、全球海洋観測システム（GOOS）等の国際的な計画に参加、連携して実施するほか、平成15年6月のG8エビアン・サミットでの小泉総理の提唱に基づき開催された地球観測サミットの第3回会合において承認された「**全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画**」に基づき、同計画を実施するための国際的組織として設置された**地球観測に関する政府間会合（GEO）**において、執行委員会国を務めるとともにGEOSSの全体構成を検討する常設委員会である構造・データに関する委員会を共同議長として率いるなど、GEOの活動に積極的に参加しています。また、**世界気象機関（WMO）**の全球大気監視計画の一環として、温室効果ガス、CFC等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線等の定常観測、エーロゾルライダーを用いたエーロゾルの高度分布の測定を引き続き実施しました。また、世界気象機関温室効果ガス世界資料センターとして全世界の温室効果ガスのデータ収集・管理・提供業務を、WMO品質保証科学センターとしてマレーシアにおける二酸化炭素観測に関する技術支援をはじめとする観測データの品質向上に関する業務を、WMO全球大気監視校正センターとしてアジア地区でのメタン標準ガスボンベの巡回比較業務を実施しました。

また、衛星観測機関と地上観測機関の協力により全地球規模での観測を実現するため、平成10年に関係国際機関による統合地球観測戦略（IGOS）パートナーシップが発足しており、文部科学省及び宇宙航空研究開発機構が地球観測衛星委員会（CEOS）を通じこれに参加しています。

世界の地上気候データのリアルタイム収集やその品質などを監視するGSN監視センター（GSNMC）の業務を平成11年からドイツ気象局と共同で実施しています。

アジア太平洋気候センターにおいて、アジア太平洋地域各国気象機関に対し基盤的な気候情報を引き続き提供するとともに、新たに、向こう3か月間の気温と降水量の階級ごとの出現確率を予測した資料や地球温暖化予測情報第6巻の提供を開始するなど、気候情報提供の改善と拡充を図りました。また、アジア太平洋地域を対象に気候情報の社会経済分野への応用に関する現地調査を行い、域内各国の気候情報の高度化に向けた取組と人材育成に協力しました。

また、VLBI（超長基線電波干渉法）や、GPS（汎地球測位システム）による国際共同事業に参画し、グローバルな地殻変動等の観測・解析を実施しました。また、測地基準系に基づく地球規模の海面変動の監視のための共同研究等を推進しています。

さらに、東アジア地域における残留性有機汚染物質（POPs）の汚染実態把握のための環境モニタリングが円滑に実施できるよう、東アジアPOPsモニタリングワークショップを開催しました。

（2）国際的な各主体間のネットワークの充実、強化

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）の枠組みを活用し、アジア太平洋地域における特に開発途上国の地球変動研究の推進を積極的に支援しました。APNでは、神戸市内に開設したAPNセンターを中核として、気候変動や生物多様性に関する国際共同研究などに対し支援を行い、地域内諸国の研究者及び政策決定者の能力向上に大きく貢献しました。また、開発途上国の地球温暖化に関する科学的能力の強化を図るために、**ヨハネスブルグ・サミット**におけるパートナーシップ・イニシアティブのひとつとして提唱した「**持続可能な開発のための科学的能力向上プログラム（CAPaBLE）**」として、地球温暖化の影響及び緩和策に関する先導的研究や、温室効果ガスの測定手法等について開発途上国の研究者の能力向上等を推進しました。APNにおけるこれまでの活動の評価報告書を踏まえた第2次戦略計画を策定し、一層充実させるための方向性を示しました。さらに、平成17年11月と18年3月には、全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画を具体化するため、能力開発に係るアジア地域での初めての取組として、「**アジア太平洋地域における地球観測及び能力開発ニーズに関するスコーピングワークショップ：気候に焦点をあてて**」を、東京とバンコクで開催しました。ワークショップでは、能力開発及び地球温暖化/気候変動の専門家が一堂に会し、地球観測分野の能力開発に関わるAPNの役割について議論を行いました。ワークショップの結果、アジア太平洋地域は気候変動に対して脆弱性が高く、気候変動とその影響に係る観測ニーズが一層高まっているが、観測の実施、既存データへのアクセス、データの分析・利用技術、データを利用したシミュレーション技術など多くの分野で能力開発が必要であることが共有され、今後、APNがこうした分野でのネットワーク形成・能力開発に重点を置くことが求められました。

また、地球環境の現状と変動の把握のための「地球地図構想」を提唱し、国際標準化機構等との連携を図りつつ、地球地図データ整備を実施しています。地球地図構想の一層の推進を図るため平成17年4月にはカイロで第12回地球地図国際運営委員会会合を開催しました。

さらに、アジア太平洋地域の持続可能な開発のための政策決定を支援するため、「アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)」を推進しました。本プロジェクトでは、第1フェーズ(平成14年度～16年度)において、アジア太平洋地域の研究機関と共同で、衛星データを活用した統合的環境モニタリング、環境・経済統合モデルによる分析・評価、革新的な戦略オプションの開発を推進しました。また、平成16年のエコアジアにおいてその成果を政策決定者に発信し、17年度からAPFED-II(アジア太平洋環境開発フォーラム第2ステージ)の下で第2フェーズを開始することが合意され、引き続き研究活動を行いました。

3 技術の振興

(1) 環境技術の開発支援

「持続可能な開発」の推進のため、汚染物質等の直接的な処理技術はもとより、資源、エネルギーの効率的利用のための技術等、地球環境の変化を緩和するための技術開発が必要です。また、特定の地球環境問題の解決のための技術が他の環境問題を起こさないよう配慮するとともに、開発途上国の自然的・社会的条件に適した技術の開発を推進する必要があります。

このような観点から、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等国際的に対応が必要になっている分野において技術開発を推進するとともに、技術開発体制の整備、充実を図りました(表7-6-4)。

また、環境政策上対応が急がれる技術の開発を行うため、「環境技術開発等推進費」の「実用化研究開発課題」において、「水鳥と共生する冬期湛水水田の多面的機能の解明と自然共生型水田農業モデルの構築」等計9課題、及び「フィージビリティスタディ研究課題」のうち実用化研究開発の技術分野における1課題の技術開発の推進を図りました。

地球温暖化対策に関しては、新たな地球温暖化対策技術の開発・実用化・導入普及を進めるため、「地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)」において、重点テーマである「水素・燃料電池社会の構築に関する対策技術の実用化開発」、「バイオマス燃料の製造・利用システムの技術開発」、「地域におけるエネルギーネットワークシステムの構築に関する技術開発」を中心に33件の技術開発事業を実施しました。

また、「環境技術実証モデル事業」では、先進的環境技術の普及をさらに促進すべく、湖沼等水質浄化技術等2技術分野を、新たに実証の対象に追加しました。

さらに、地方公共団体の環境測定分析機関等を対象として、各分析機関における環境測定分析技術の向上を図る契機とし、信頼性の確保に資する観点から、環境測定分析統一精度管理調査を実施しています。

平成17年度は、基本精度管理調査(重金属類(カドミウム、鉛、砒素、ほう素)と高等精度管理調査(重金属類(亜鉛)、芳香族化合物(ベンゾ(a)ピレン、ベンゾフェノン、4-ニトロトルエン)、揮発性有機化合物(ベンゼン、ジクロロメタン、塩化ビニルモノマー、1,3-ブタジエン)ダイオキシン類及びコプラナーPCB)について調査を実施しました。また、ホームページを利用した分析結果回収システムの改善を進め、さらに極端な分析結果(外れ値等)の原因究明に取り組みました。なお、解析・評価の高度化については、13～16年度実施分の取りまとめを行うとともに、分析プロセスにおける要因の解析を実施しました。

(2) 技術開発等に際しての環境配慮及び新たな課題への対応

先端技術に関する環境保全施策を推進するため、バイオテクノロジーと環境保全に関する基礎的な調査を行いました。また、バイオレメディエーション事業の健全な発展とバイオレメディエーションの利用の拡大を通じた環境保全を図るため、「微生物を用いたバイオレメディエーションに係る利用指針」に基づき、制度の適切な運用を行うとともに平成17年度においては同指針に基づき事業者から提出された1件の浄化事業計

表7-6-4 平成17年度に実施した主な環境技術の開発支援

府省名	開発支援
環境省	自然共生に関する実用化研究開発支援 環境負荷低減に関する実用化研究開発支援 環境監視計測・高度情報化に関する実用化研究開発支援
経済産業省	省エネルギー・新エネルギー、CO ₂ 固定化等の温暖化防止技術開発支援 循環型社会構築に向けた3R技術開発支援 安全・安心な化学物質管理技術開発支援

資料：経済産業省、環境省

画につき、同指針に適合している旨の確認を行いました。

4 国による基盤整備等

科学技術振興調整費においては、平成16年度公募から創設した「重要課題解決型研究等の推進」の中で、「環境保全・再生技術に関する研究開発・技術実証実験」を対象課題として設定し、関係府省の連携の下、これらに対応した研究の推進を図りました。さらに、大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所が実施する人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を総合化する研究プロジェクトの推進など、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究の推進や研究施設の整備、充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。

また、科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業、私立大学が内外の研究機関と行う環境分野等の共同研究を支援する学術フロンティア推進事業等により、環境に関する基礎研究の推進を図りました。

5 地方公共団体、民間団体等取組の推進

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、地域固有の環境問題等についての研究活動も推進しています。

6 成果の普及等

環境保全に貢献する技術の普及と啓発を図るため、「環境技術情報ネットワーク」ホームページ（<http://e-tech.eic.or.jp>）により情報提供を行いました。

地球環境保全等試験研究費（公害防止等試験研究費）及び環境技術開発等推進費に係る研究成果については、環境保全研究発表会、環境保全研究成果集等を通じ公開し、行政機関、民間企業への紹介、普及を図りました。

廃棄物処理等科学研究成果については、廃棄物処理技術情報ホームページにおいて公開しているほか、「廃棄物対策研究発表会」において発表するとともに、関連する海外情報についても広く普及を図りました。

地球環境研究についても、地球環境研究総合推進費ホームページにおいて、研究成果及びその評価結果を公開しているほか、「脱温暖化社会に向けて - 2050年からのバックキャストイング - 」と題した地球環境研究総合推進費公開シンポジウムを開催し、地球温暖化対策に関する研究情報を分かりやすく紹介しました。

第7節 環境情報の整備と提供・広報の充実

1 環境情報の体系的な整備

(1) 環境情報の整備と国民等への提供

各種の環境情報を体系的に整備し、国民等に分かりやすく提供するため、次のような取組を行いました。

環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/>）において、環境行政資料や各種ガイドライン等の掲載、環境情報総合データベースの運用等、情報提供を行いました。

「環境白書」、「図で見る環境白書」、「子ども環境白書」、英語版「図で見る環境白書」を作成、発行するとともに、全国10か所での「環境白書を読む会」の開催により積極的に白書の内容を広く普及することに努めました。また、環境への負荷、環境の状態、環境問題の対策に関する基礎的データを収集整理した「環境統計集」を作成しました。

環境の状況を地理情報システム（GIS）を用いて提供する「環境GIS」を環境省と（独）国立環境研究所が連携して整備し、インターネットにより情報提供しました。

河川水質を 人と河川の豊かなふれあいの確保、豊かな生態系の確保、利用しやすい水質の確保、下流域や滞留水域に影響の少ない水質の確保、の4つの視点で総合的に分かりやすく評価する新しい指標に

基づき、平成17年度から全国109水系で調査を実施しました。（河川環境データベースについては第6章第8節参照。）

港湾など海域の環境データを、より多様な主体間で広く共有するため、海域環境データベースの整備を海域ごとに進めています。

生物多様性に関する情報については、自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）の成果等を整備し、「生物多様性情報システム（J-IBIS）」によりインターネットを通じて情報提供しました。また、情報の所在等の情報源情報を横断的に検索・把握するシステム「**生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム（CHM）**」を公開し、情報源情報（メタデータ）の充実を図りました。

国立公園のライブ映像をはじめとして、各種自然情報を提供する「インターネット自然研究所」について、情報の充実等を図りました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行いました。

（2）各主体のパートナーシップの下での取組の促進

環境省では、事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報を「地球環境パートナーシッププラザ」を拠点としてホームページ（<http://www.geic.or.jp/geic/>）やメールマガジンを通じて、収集、発信しました。

また、団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん（<http://plaza.geic.or.jp/>）」により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

さらに、企業の環境分野における社会貢献活動を収集したデータベース「環境社会貢献データベース」（<http://www.geic.or.jp/geic/partnership/search/scripts/search.php>）により、各主体が互いの強みを生かしあうパートナーシップ形成のための情報収集の支援を行いました。

2 広報の充実

（1）一般広報

関係機関の協力によるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等各種媒体を通じての広報活動や、広報誌「かんきょう」の配布、広報用パンフレット等の作成・配布を通じて、環境保全の重要性を広く国民に訴え、意識の高揚を図りました。

（2）「環境月間の実施」

環境基本法に定められた「環境の日」（6月5日）を含む「環境月間」において、環境展「エコライフ・フェア」をはじめとする各種行事を実施するとともに、地方公共団体等に対しても関連行事の実施を呼びかけ、環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図りました。

（3）「環境保全功労者等表彰」の実施

6月6日には、環境保全・地域環境保全及び地域環境美化に関し特に顕著な功績のあった人等に対し、その功績をたたえるため表彰を行いました。

（4）タウンミーティングの実施

全国の主要都市で開催された政府主催タウンミーティングにおいて、地元の問題から地球環境問題まで幅広い環境問題について、大臣と国民が直接意見交換を行いました。

（5）MOEメールの実施

環境行政に関する意見・要望を受け付けるMOEメールには、平成17年度に、12,495件の意見・要望が寄せられました。

環境省では、双方向性のある情報提供を行うべく、主要な意見等を整理し、ホームページ上で回答とともに呈示しています。

第8節 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策

1 健康被害の救済及び予防

(1) 公害健康被害の補償・予防等

ア 公害健康被害補償・予防制度の概要

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）は、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、昭和49年から施行され、公害健康被害者の保護に大きな役割を果たしてきました。今後とも、認定された患者への補償とともに、健康被害の予防を図るための施策の着実な推進に努めることとしています。

イ 大気汚染系疾病

(ア) 既被認定者に対する補償給付等

平成17年12月末現在の被認定者数は49,548人です。なお、昭和63年3月1日をもって第一種地域の指定が解除されたため、新たな患者の認定は行われていません（表7-8-1）。17年度も、被認定者に対しては、従来どおり公健法に基づき、認定の更新、補償給付（療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当、葬祭料）、公害保健福祉事業（リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、家庭における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業）等を実施しています。補償給付等に要する費用については、ばい煙発生施設等の固定発生源と自動車に分けて負担させることとなっており、負担割合は8対2と定められています。

なお、認定又は補償給付の支給に関する処分に係る審査請求を審査するため、公害健康被害補償不服審査会が設置されていますが、第一種地域関係では、平成17年12月末現在292件の審査請求があり、これまで取消し26件、却下16件、棄却165件の裁決を行ったほか、取下げが61件ありました。

(イ) 健康被害予防事業の実施

昭和63年3月の改正法の施行により、大気汚染の影響による健康被害を予防するため健康被害予防事業が導入され、（独）環境再生保全機構（以下「機構」という。）により実施されています。

平成17年度の健康被害予防事業の実施状況は次のとおりです。

機構が直接行う事業

調査研究については、大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的大気汚染対策に関する調査等を実施しました。知識の普及については、ぜん息見水泳記録会、大気汚染防止推進月間等のキャンペーン、ぜん息等の予防、回復等のためのパンフレットの作成、ぜん息の専門医による電話相談事業等を行うとともに、健康被害予防事業従事者に対する研修を行いました。

機構による助成金の交付

地方公共団体等に対して助成金を交付し、旧第一種地域等を対象として、ぜん息等に関する健康相談、乳幼児を対象とする健康診査、ぜん息キャンプ等の機能訓練、電気自動車等低公害車の導入、大気浄化植樹等が行われました。

ウ 水俣病

水俣病については総説第2部を参照。

エ イタイイタイ病

富山県神通川流域におけるイタイイタイ病は、昭和30年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、43年5月、厚生省が、「イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生じたもので、慢性中毒の原因物質としてのカドミウムは、三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の排水以外は見当たらない」とする見解を発表しました。44年12月、神通川流域が救済法の施行とともに指定地域として指定され、49年9月には、救済法を引き継いだ公健法により第二種地域に指定されました。

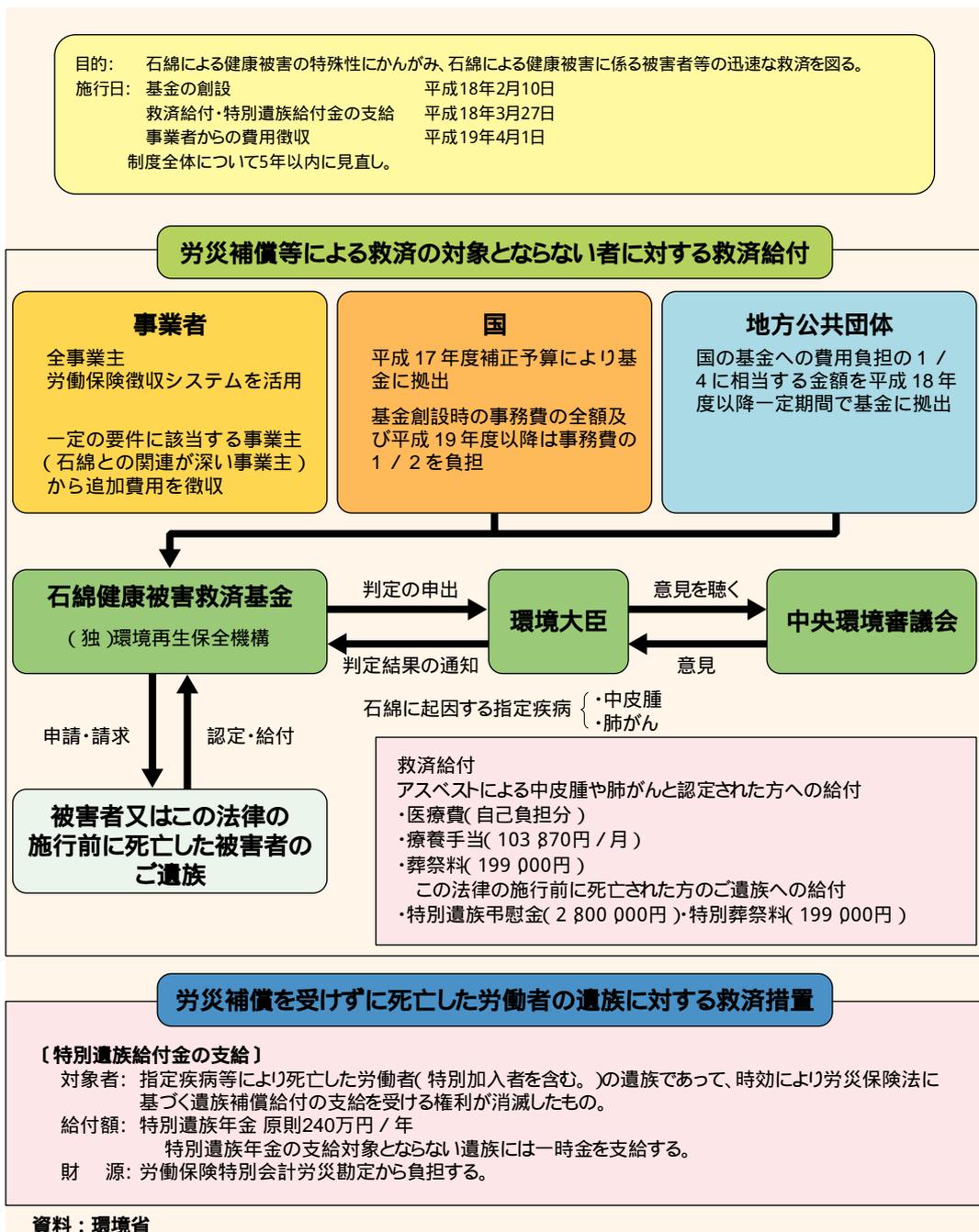
平成18年3月末現在の被認定者数は2人（認定された者の総数188人）です。また、富山県は指定地域における要観察者2人（平成18年3月末現在）について経過を観察しています。

平成18年3月末現在の被認定者数は、土呂久地区で55人（認定された者の総数173人）、笹ヶ谷地区で5人（認定された者の総数21人）です。

（2）アスベスト（石綿）健康被害の救済

平成17年7月以来、政府は、アスベスト問題に関して早急な対応を図るため、関係閣僚会合を開催して、7月29日には「アスベスト問題への当面の対応」を取りまとめ（8月26日、9月29日に順次改訂）、12月27日には「アスベスト問題に係る総合対策」を取りまとめました。その一環として、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）を第164回国会に提出しました。同法案は2月3日に可決・成立し、平成18年3月27日から一部施行されました（図7-8-1）。救済給付に係る申請の受付は、3月20日より開始しました。

図7-8-1 石綿による健康被害の救済に関する法律の概要



(3) 環境保健に関する調査研究

ア 環境保健施策基礎調査等

(ア) 大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

環境保健サーベイランス調査

平成17年度も引き続き、全国38地域で3歳児の、32地域で6歳児の健康調査を行いました。また、15年度調査分のデータ解析を行い、取りまとめた結果を17年8月に公表しました。本調査結果によると、ぜん息の有症率の変化と大気汚染物質の濃度の変化に関連性は認められませんでした。

局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究

幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関連を調べるため、平成17年度から、局地的大気汚染と健康影響に関する大規模な疫学調査（そら（SORA）プロジェクト）として学童コホート調査を開始しました。

その他

動物実験により、大気汚染物質のぜん息等の症状悪化への影響に関する調査研究を進めました。また、（独）環境再生保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を行っています。

(イ) 新たな環境要因による健康影響に関する調査研究

花粉症に関する取組

花粉症対策には、発生源対策、花粉量予測・観測、発症の原因究明、予防及び治療の総合的な推進が不可欠なことから、関係省庁が協力して対策に取り組んでいます。環境省では、花粉飛散予測に関する調査研究及び花粉症と一般環境との関連を解明するための聞き取り調査を実施しています。また、これまでの調査研究の成果等を取りまとめ、花粉症のメカニズムや対策、保健指導のあり方等を盛り込んだ保健指導マニュアルを作成し、その普及に努めています。さらに、平成14年度から、花粉症と大気汚染物質との関係を解明するために花粉自動計測器を設置し、データを蓄積するとともに、花粉の飛散状況をリアルタイムで情報提供する「花粉観測システム（愛称：はなこさん）」を構築しています。これらの情報については環境省ホームページ上にて公開しています（<http://www.env.go.jp/chemi/anzen/kafun/index.html>）。

電磁環境や高温熱環境の健康影響に関する調査研究

電磁環境の健康影響については、関係省庁が連携して調査研究を進めており、環境省では、平成2年度から文献調査等を進めています。また、高温熱環境の健康影響に関しては、17年6月に「熱中症保健指導マニュアル」を公表しました。

その他

本態性多種化学物質過敏状態（いわゆる化学物質過敏症）に関連して、一般環境中の化学物質に関する極微量分析法の開発を実施しています。

イ 重金属等の健康影響に関する調査研究

環境中に存在している水銀やカドミウムのような重金属等の健康影響に関して、科学的な知見を得るために、次のような調査研究が行われています。

水銀

水俣病については、昭和31年に公式確認されてから数多くの調査研究が実施され、発症原因の究明をはじめ、水俣病像の確立など多大な研究成果を上げてきたところです。

一方、メチル水銀の毒性メカニズム等、いまだ十分に解明されていない課題も残っており、また、低濃度メチル水銀へのばく露による健康影響等の新しい課題も出てきています。

これらに対応するため、基礎的研究及び応用的研究の推進、情報収集・整理等により、水俣病やメチル水銀に関する最新の知見の収集に努めています。

カドミウム

イタイイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、現在も基礎医学的な研究や、富山県神通川流域の住民を対象とした健康調査などを引き続き実施し、その究明に努めています。

2 公害紛争処理等

(1) 公害紛争の処理状況

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の定めるところにより処理することとされています。公害紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つがあり、裁定には、公害に係る被害についての損害賠償責任の有無及び賠償すべき損害額を判断する責任裁定と、加害行為と被害の発生との間の因果関係の存否について判断する原因裁定の2種類があります。

公害等調整委員会は、裁定を専属的に行うほか、重大事件（水俣病やイタイイタイ病のような事件）、広域処理事件（航空機騒音や新幹線騒音）等について、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

近年の社会情勢等の変化に伴って、公害紛争についても、公害の発生源の多様化、国等の公的機関が当事者として含まれる事件や原因究明の困難な事件の増加等、その態様が著しく変化しており、特に廃棄物関係の紛争が増加しています。

ア 公害等調整委員会に係属した事件

平成17年中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は10件で、これらに前年から繰り越された10件を加えた計20件（調停事件3件、責任裁定事件5件、原因裁定事件11件、義務履行勧告事件1件）が17年中に係属しました。その内訳は、表7-8-2のとおりです。このうち17年中に終了した事件は9件で、残り11件が18年に繰り越されました。

終了した主な事件としては、有明海で漁業を営む福岡県外3県の漁民19人及び漁業協同組合連合会（申請人）が、国営諫早湾干拓事業において行われた工事によって漁業被害を受けたとして、原因裁定を求めた『有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件』があり、この事件は申請人からの申請が棄却となりました。

また、新たに受け付けた主な事件としては、川崎市内の土地から、産業廃棄物及び市が処分業者に委託したゴミ焼却灰が発見され、土壌及び地下水の汚染も明らかになったとして、土地の所有者（申請人）はその対策工事を実施したが、土地の前所有者及び市（被申請人）が工事費等の損害賠償の支払を拒否しているため、工事費等の支払を求めている『川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件』があります。

イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

平成17年中に都道府県の公害審査会等が受け付けた公害紛争事件は35件で、これに前年から繰り越された42件を加えた計77件（調停事件76件、義務履行勧告申出事件1件）が17年中に係属されました。このうち17年中に終了した事件は34件で、残り43件が18年に繰り越されました。

ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争の適切な処理を図るため、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議等を開催し、公害等調整委員会及び都道府県公害審査会等の相互の情報交換・連絡協議に努めました。

表7-8-2 公害等調整委員会に係属した事件

調停事件	九州新幹線騒音被害防止等調停申請事件	1件
	東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件	1件
	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	1件
責任裁定事件	荒川区における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1件
	名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	1件
	日野市における農薬等による健康被害責任裁定申請事件	1件
	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件	1件
原因裁定事件	川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	1件
	高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件	1件
	有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件	2件
	新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件	1件
	北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	1件
	富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定囑託事件	1件
	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	1件
	銚子市における汚水による土壌汚染被害等原因裁定申請事件	1件
	大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	1件
	津市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	1件
横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件	1件	
義務履行勧告事件	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	1件

資料：公害等調整委員会

(2) 公害苦情の処理状況

ア 公害苦情処理制度

公害に関する苦情は、地域住民の生活に密着した問題であり、その適切な処理は、住民の生活環境を保全するためにも、また、将来の公害紛争の未然防止のためにも極めて重要です。

このような観点から、公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるべきものと規定され、さらに、都道府県及び市区町村は、公害苦情相談員を置くことができるとされています。

また、公害等調整委員会は、地方公共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っています。

イ 公害苦情の受付状況

平成16年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数は、調査開始以来、初めて10万件を超えた前年度（10万323件）より6,002件（6.0%）減少して、9万4,321件となりました。

このうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる「典型7公害」の苦情件数は6万5,535件で、前年度に比べて1,662件（2.5%）減少しました。

一方、廃棄物投棄など「典型7公害以外」の苦情件数は2万8,786件で、前年度に比べて4,340件（13.1%）減少しました。種類別に見ると、廃棄物投棄が1万4,113件（「典型7公害以外」の苦情件数の49.0%）で、前年度に比べて1,798件（11.3%）の減少、その他が14,673件で、前年度に比べて2,542件（14.8%）の減少となっています。

ウ 公害苦情の処理状況

平成16年度において、典型7公害の苦情の申立てから処理までに要した期間を見ると、1か月以内に75.6%が処理されています。

エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導等を行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とした公害苦情相談研究会及び公害苦情相談員等ブロック会議を開催しました。

3 環境犯罪対策

(1) 環境犯罪対策の推進

環境犯罪については、特に廃棄物の不法投棄事犯等を重点対象として、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを推進しています。

平成17年中に検挙した環境犯罪の検挙件数は5,541件（16年中は4,377件）で、過去5年間における環境犯罪の法令別検挙件数の推移は、表7-8-3のとおりです。

表7-8-3 環境犯罪の法令別検挙件数の推移(平成13年～平成17年)

(単位：件)

区分	年次	13年	14年	15年	16年	17年
総数		3,024	3,492	3,911	4,377	5,541
廃棄物処理法		2,965	3,383	3,784	3,989	5,039
水質汚濁防止法		4	7	5	1	6
その他(注1)		55	102	122	387	496

注1：その他は、種の保存法、鳥獣保護法、自然公園法等である。

資料：警察庁

(2) 廃棄物事犯の取締り

警察が平成17年中に廃棄物処理法違反で検挙した5,039件（16年中は3,989件）の態様別検挙件数は、表7-8-4のとおりです。このうち不法投棄事犯が65.6%（16年中は68.6%）、また、産業廃棄物事犯が31.1%（16年中は36.6%）を占めています。

表7-8-4 廃棄物処理法違反の態様別検挙件数(平成17年)

(単位：件)

区分	態様	不法投棄	委託違反(注1)	無許可営業(注2)	その他	計
総数		3,308	333	101	1,297	5,039
産業廃棄物		552	323	77	617	1,569
	一般廃棄物	2,756	10	24	680	3,470

注1：委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含まない。

2：廃棄物の無許可収集運搬業、同処分業及び同処理施設設置を示す。

資料：警察庁

(3) 水質汚濁事犯の取締り

警察による平成17年中の水質汚濁防止法違反に係る水質汚濁事犯の検挙は6件（16年中は1件）でした。

(4) 検察庁における公害関係法令違反事件の受理・処理状況

最近5年間に検察庁で取り扱った公害関係法令違反事件の受理・処理人員の推移は、表7-8-5のとおりでした。平成17年中の通常受理人員は7,227人で、前年より1,203人増加しています。

平成17年中における罪名別公害関係法令違反事件の通常受理・処理人員は、表7-8-6のとおりです。受理人員は、廃棄物処理法違反の6,682人が最も多く、全体の約92.5パーセントを占め、次いで、海防法違反(404人)となっています。処理人員は、起訴人員が4,796人、不起訴人員が2,259人となっており、起訴率は約68.0パーセントとなっています。起訴人員のうち公判請求された者は853人、略式命令請求された者は3,943人となっています。

表7-8-5 公害関係法令違反事件通常受理・処理人員の推移

年次	通常受理人員	処 理 人 員			起訴率 (%)
		起 訴	不 起 訴	計	
平成13年	4,310 (100)	2,867	1,246	4,113	69.7
14年	4,862 (113)	3,293	1,355	4,648	70.8
15年	5,468 (127)	3,805	1,622	5,427	70.1
16年	6,024 (140)	4,058	1,843	5,901	68.8
17年	7,227 (168)	4,796	2,259	7,055	68.0

注1:()内は、平成13年を100とした指数である。
2:起訴率は、 $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ による。
資料:法務省

表7-8-6 罪名別公害関係法令違反事件通常受理・処理人員(平成17年)

罪 名	受 理	処 理			起 訴 率
		起 訴	不 起 訴	計	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	6,682	4,543	1,960	6,503	69.9
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	404	180	223	403	44.7
水質汚濁防止法	33	20	19	39	51.3
軽犯罪法(1条14号、27号)	27	12	13	25	48.0
港則法(24条1項)	17	6	5	11	54.5
自然公園法	17	2	14	16	12.5
その他	47	33	25	58	56.9
合計	7,227	4,796	2,259	7,055	68.0

注:起訴率は、 $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ による。
資料:法務省

第9節 国際的取組に係る施策

1 地球環境保全等に関する国際協力等の推進

地球環境問題に対処するため、国際機関の活動への支援、条約・議定書の国際交渉への積極的参加、諸外国との協力、開発途上地域への支援を積極的に行っています。

平成17年7月には、今後の国際環境協力の在り方について、中央環境審議会より答申がなされ、近年の地球環境保全等に関する国内外の動向の変化に対応した今後の国際環境協力の方向性が示されました。

(1) 地球環境保全等に関する国際的な連携の確保

ア 多国間の枠組みによる連携

(ア) 国連を通じた取組

国連持続可能な開発委員会(CSD)

国連持続可能な開発委員会(CSD)第13会期が、2005年(平成17年)4月にニューヨークの国連本部にて開催され、水、衛生及び人間居住に関するヨハネスブルグ実施計画のさらなる取組について協議等が行われました。

国連環境計画(UNEP)における活動

日本は、創設当初から一貫して国連環境計画(UNEP)の管理理事国であるとともに、環境基金に対し、2004年(平成16年)は約340万ドルを拠出する等、多大な貢献を行っています。2006年(平成18年)2月には、UNEP第9回管理理事会/第7回グローバル閣僚級環境フォーラムがドバイ(アラブ首長国連邦)で開催され、持続可能なエネルギー、持続可能な観光、化学物質管理等について議論が行われ、「国際的な化学物質管

理のための戦略的アプローチ」(SAICM)が承認されました。

また、UNEP親善大使である加藤登紀子さんが、2005年(平成17年)8～9月にタイ、スリランカを訪問し、草の根レベルの環境保全活動を視察するとともに関係者と交流し、広報を行うなどの活動を支援・推進しました。

さらに、日本に事務所を置くUNEP国際環境技術センター(IETC)が実施する開発途上国等への環境上適正な技術(EST)の移転を目的としたワークショップ開催等の事業を支援・推進しました。

国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)における活動

クリーンな環境のための北九州イニシアティブについては、2005年(平成17年)3月に韓国で開催された第5回「アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議」(MCED)において、2010年(平成22年)までの事業の継続が合意されたことを踏まえ、北九州・バンコク(タイ)・ジャカルタ(インドネシア)の地域住民による環境活動の紹介と、課題解決に向けた意見交換等を実施しました。

第1回グリーン成長に係るソウル・イニシアティブ・ネットワーク会合が、2005年(平成17年)11月にソウルで開催され、持続可能な開発を実現しようとする「グリーン成長」をテーマに議論が行われ、わが国は、3Rイニシアティブの考え方や取組を紹介しました。

(イ) 経済協力開発機構(OECD)における取組

経済協力開発機構(OECD)環境政策委員会における定期的な会合に積極的に参加しています。2006年(平成18年)2月には、環境政策委員会の今後5～10年間の戦略的目標を定め、「OECD21世紀最初の10年の環境戦略」を確実に実施するため、「環境政策委員会戦略ビジョン」を策定しました。また、同年1月には、環境保全成果レビュー(2002年実施)のフォローアップ・レポートを作成し、環境保全成果作業部会に報告しました。

持続可能な開発に関するOECDの横断的な取組としては、2005年(平成17年)6月には、「国際的な業種別合意は温室効果ガス削減に有効か」をテーマとして、「持続可能な開発ラウンドテーブル」が開催され、環境大臣が出席しました。また、2004年(平成16年)の閣僚理事会で設置が承認された「持続可能な開発年次専門家会合」の第2回会合が、2005年(平成17年)10月に開催され、今後OECDで優先的に取り組んでいくべき持続可能な開発関連作業等について、議論がなされました。

2005年(平成17年)11月には、OECDの非加盟国やNGO等のステークホルダー(利害関係者)との政策対話の場である、持続可能な開発に関するグローバルフォーラムが開催され、「気候変動と開発」をテーマとして議論が行われました。

(ウ) 世界貿易機関(WTO)等における取組

WTO貿易と環境に関する委員会(CTE)等では、2001年(平成13年)にドーハ(カタール)で開催された世界貿易機関(WTO)第4回閣僚会議で採択された閣僚宣言に基づき、WTOルールと多国間環境協定(MEAs)が規定する特定の貿易上の義務との関係や、環境関連の物品及びサービスの関税・非関税障壁の削減又は撤廃等について、WTOドーハ開発アジェンダの下で交渉が行われています。

WTOにおける多国間の貿易自由化に加え、二か国間や地域ごとの自由貿易や経済連携を進める協定の締結が急速に進められています。日本でも各国との経済連携協定の締結に取り組んでおり、2005年(平成17年)9月にタイと内容について大筋合意し、同年12月にマレーシアとの経済連携協定に署名し、これらの中に環境に関して協力することを位置付けています。現在、インドネシア、チリなどとの間でも交渉を行っており、このような状況を踏まえ、自由貿易協定・経済連携協定締結等の推進に当たっても、貿易を始めとする国際経済活動と環境保全との相互支持性を向上させるための具体的手法について検討を行っています。

(エ) 主要国首脳会議(G8サミット)における環境問題への取組

2005年(平成17年)7月に英国で開催されたG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、気候変動が主要議題として取り上げられました。サミットでは、地球温暖化は深刻かつ長期的な課題であり、温室効果ガスの増加の主要な要因は人間活動であること、また、その解決に向けて、世界レベルで、温室効果ガスの増加を減速させ、抑制し、そして減少に転じさせるための早急な連携努力が必要であることを科学的認識として共有することを確認しました。そして、具体的な行動として、省エネの推進など、各セクター別の具体的な取組を盛り込んだ「グレンイーグルズ行動計画」が合意され、その推進を図ることとなりました。さらに、サミットに招かれたブラジル、中国、インド、メキシコ及び南アフリカの5か国の新興経済国との議論を踏まえ、新興経済諸国とのパートナーシップを強化していくための「対話」を推進することが合意され、その結果を2008年(平成20年)の日本が議長国となるサミットで報告することとなりました。このほか、わが国は

サミットにおいて、気候変動への取組強化、途上国支援を含めた国際的な気候変動対策への貢献、3Rの推進と循環型社会の構築、違法伐採対策の強化等を盛り込んだ「日本政府の気候変動イニシアティブ」を発表しました。

その後、2005年（平成17年）11月には、サミットの合意を踏まえ、ロンドンにおいて「気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話」が開催されました。主要19か国のエネルギー・環境担当大臣が一同に会し、低炭素社会の実現に向けて国際協力をさらに進めていくための具体的な方策について議論しました。

また、3Rイニシアティブの推進についても、取組が進められています（第4章5節参照）

（オ）アジア・太平洋地域における取組

アジア太平洋環境会議（エコアジア）

2005年（平成17年）6月に、岐阜市において第13回**アジア太平洋環境会議（エコアジア）**を開催しました。同会議には、4名の環境担当大臣を含むアジア太平洋地域の19か国及び12国際機関が参加し、アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）及び3Rをテーマとして議論が行われました。

アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）

アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）は、2004年（平成16年）にAPFED最終報告書を採択しました。同報告書では、100を超える具体的な提言が行われました。また、これらの提言の実施に向けた取組として、（1）マルチステークホルダーの相互対話メカニズム、（2）持続可能な開発に関する知識イニシアティブ、（3）持続可能な開発のための革新的な取組の支援及び公表を行うことが提案されました。

平成17年度からはAPFED第IIフェーズ（APFEDII）の活動として、提言実施のための取組を進めています。2005年（平成17年）11月にはボゴール（インドネシア）でAPFEDII第1回全体会合を開催するとともに、環境情報公開に関するマルチステークホルダーダイアログをジャカルタ（インドネシア）で開催しました。また、2006年（平成18年）3月には、東京で3Rに関するマルチステークホルダーダイアログを開催しました。

北東アジア環境協力高級事務レベル会合

2005年（平成17年）10月に、ソウルにおいて第11回**北東アジア環境協力高級事務レベル会合**が開催されました。会合では、新たに開始された大型哺乳類や渡り鳥の保全プロジェクトや、継続実施されている大気汚染対策プロジェクトなどについて話し合いが行われました。

環日本海環境協力会議（NEAC）

2006年（平成18年）2月に、東京において第14回**環日本海環境協力会議（NEAC）**が開催されました。会議では、NEACのレビューを行うとともに、今後の北東アジア地域の効率的、効果的な環境協力のあり方について、幅広い観点から議論が行われました。

日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）

2005年（平成17年）10月に、ソウルにおいて第7回**日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）**が開催され、気候変動問題等の地球環境問題や、黄砂等の北東アジア地域の環境問題について話し合いが行われました。今後、循環型社会及び3Rに関する共同セミナーやワークショップを交替で開催していくこと、引き続き北東アジア地域の環境管理のあり方を検討していくことなどが合意されました。

東南アジア諸国連合（ASEAN）+ 3（日中韓）環境大臣会合

2005年（平成17年）9月に、東南アジア諸国連合（ASEAN）に日中韓の三カ国を加えた第4回**ASEAN+ 3環境大臣会合**がマニラ（フィリピン）で開催され、ASEANと日中韓による環境協力の現状や今後のあり方等について意見交換等が行われました。

アジアEST地域フォーラム

2005年（平成17年）8月に、愛・地球博の関連事業「環境と交通に関する世界会議in愛知」の一部として、第1回「**アジアEST地域フォーラム**」を開催しました。13か国の政策担当者等が出席し、アジア地域における環境面で持続可能な交通（EST）の実現を目指して政策対話を行いました。その結果、今後とも参加国が協働しながら、アジア地域における環境面で持続可能な交通の実現を目指すことを確認した「**愛知宣言**」が採択されました。

アジア水環境パートナーシップ（WEPA）

2006年（平成18年）2月にアジアモンスーン地域の関係10か国との連携により、水環境保全に関するデータベースを作成・公開するとともに、同年3月にメキシコで開催された第4回世界水フォーラムにおいて、分科会を実施し、水環境に関する情報プラットフォームの意義、課題及びさらなる情報共有のための議論を行いました。

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）の枠組みを活用し、アジア太平洋地域における、特に開発途上国の地球変動研究の推進を積極的に支援しました。

（カ）世界的な水環境問題解決に向けた国際連携の強化

2005年（平成17年）4月に水・衛生・人間居住を主要テーマとして開催された国連持続可能な開発委員会第13会期（CSD13）、国連水と衛生に関する諮問委員会、第4回世界水フォーラム等の国際会議へ積極的に参加し、世界的な水問題の解決に向けた国際連携に努めました。

（キ）「アジェンダ21」に基づく取組

日本は、「**アジェンダ21**」行動計画にのっとり、持続可能な開発の達成に向けたさまざまな取組を行いました。また、**アジェンダ21**において、実施主体としての役割が期待される地方公共団体の取組を効果的に進めるため、ローカルアジェンダ21が未策定の地方公共団体に対し、その策定を求めました。さらに、**ヨハネスブルグ・サミット**の合意を踏まえ、**国際環境自治体協議会（ICLEI）**などのイニシアティブにより、ローカルアジェンダ21を具体的な行動に移していくための「**ローカルアクション21**」を引き続き進めました。

イ 二国間の枠組みによる連携

（ア）環境保護協力協定に基づく取組

中国及び韓国等と環境保護協力協定に基づき、環境分野における共同研究等の協力を進めています。

（イ）科学技術協力協定に基づく取組

米国、カナダ、オーストラリア等との科学技術協力協定に基づく合同委員会が開催され、環境分野における共同研究等の協力が進められています。他にも、ドイツ、ロシア、中国等と科学技術協力協定に基づく協力プロジェクトを通じ、環境分野の国際協力を実施しています。

（ウ）その他の取組

「日中環境開発モデル都市構想」に基づき、モデル都市に指定された重慶、貴陽及び大連については、円借款を通じて大気汚染対策等に集中的な支援を行うとともに、技術協力を通じて人材育成や制度整備等のソフト面の支援を行っています。2003年（平成15年）には1999年（平成11年）と比較して、3都市における二酸化硫黄の年間排出量はそれぞれ、約17万トン、約13万トン、約1.1万トン減少しました。

ウ 海外広報の推進

環境省は、日本の環境政策の紹介のための広報パンフレット「Annual Report on the Environment in Japan 2005」（図でみる環境白書の英語版）等海外広報資料の作成・配布やインターネットを通じた海外広報を行っています。また、アジア太平洋地域内の各国及び各国際機関がインターネットを通じて環境情報を提供するアジア太平洋環境情報ネットワーク（エコアジア・ネット、<http://www.ecoasia.org/>）により、英語による環境情報の提供を行っています。

（2）開発途上地域の環境の保全

日本は政府開発援助（ODA）による開発途上国支援を積極的に行っています。環境問題は、「政府開発援助大綱」において、「重点課題」である「地球規模の問題への取組」の中で対応を強化しなければならない問題と位置付けられています。

さらに、ODAを中心としたわが国の国際環境協力については、平成14年に表明した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（ECOISD）」において、環境対処能力向上やわが国の経験と科学技術の活用等の基本方針のもとで、地球温暖化対策、環境汚染対策、「水」問題への取組、自然環境保全を重点分野とする行動計画を掲げています。16年度においては、環境分野のODAとして約4,442億円（ODA全体に占める割合は約39.2%）の支援を行っています。

戦後のイラクに対しては、国連イラク復興信託基金を通じて国連環境計画（UNEP）の行う「イラク南部湿原環境管理支援プロジェクト」などの環境プロジェクトを支援するとともに、環境省では有識者からなる

検討会において、わが国として中長期的にどのような支援が可能か検討し、報告書を取りまとめました。

ア 技術協力

国際協力機構（JICA）を通じて、研修員の受け入れ、専門家の派遣、機材供与、また、それらを組み合わせた技術協力プロジェクト（表7-9-1）さらに開発途上国の環境保全に関する計画策定を支援するための開発調査など、開発途上国への技術協力を積極的に行っています。

表7-9-1 主な技術協力プロジェクト

分野	国名	プロジェクト名	実施期間	プロジェクト概要
森林保全	カンボジア	森木分野人材育成計画フェーズ2	平成17.12～平成22.12	地方森林官の能力向上を通じた住民主体の森林及びその他村落資源の持続的な利用の確保。
	ブラジル	東部アマゾン森林保全・環境教育プロジェクト	平成16.1～平成19.1	パラ州における、植林及びアグロフォレストリーの技術や環境教育等の普及を通じた、森林・自然環境保全に関する活動の促進。
生物多様性	インドネシア	グヌンハリムサラク国立公園管理計画	平成16.2～平成21.1	平成7年7月から平成15年6月まで実施した生物多様性保全計画プロジェクトで対象とした西ジャワ州グヌンハリムサラク国立公園の管理強化等。
防災	マレーシア	ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム	平成14.2～平成19.1	サバ州を対象地域とし、研究・教育や公園管理、野生生物生息域管理、環境啓発等の活動を通じた、自然保全のための包括的で持続可能なアプローチの構築。
	モンゴル	気象予測及びデータ解析のための人材育成プロジェクト	平成17.2～平成20.3	モンゴル自然環境省及び気象水文環境監視庁に対する黄沙モニタリングネットワークの運用維持管理及びデータ解析を含む気象予測関係技術についての能力の向上。
公害対策	中国	日中友好環境保全センタープロジェクトフェーズ	平成4.9～平成7.8（フェーズ） 平成8.2～平成14.3（フェーズ、フォローアップ） 平成14.4～平成18.3（フェーズ）	1）循環型経済や公害防止管理者制度等、政策・制度の構築にかかる支援、2）POPsやダイオキシン等の分析技術移転にかかる支援、3）センターを拠点とする日中環境協力の促進支援。
	インドネシア	地方環境管理システム強化プロジェクト	平成5.1～平成12.3 平成14.7～平成18.6（フェーズ）	環境管理センターと地方政府環境局が共同で環境管理を行う体制の構築。
	ベトナム	水環境技術能力向上	平成15.11～平成18.10	ベトナム科学技術アカデミー（VAST）の研究者に対する水質分析手法開発の支援、モニタリングの実施、排水処理に必要な適正技術の開発・支援、人材育成研修の支援。
	メキシコ	全国大気汚染モニタリング強化支援プロジェクト	平成17.10～平成20.9	大気質モニタリングに関する国家指針策定及び研修を通じた、地方自治体の大気質情報の取得、解析、提供能力の改善。及び一般市民や政策決定者の大気質情報へのアクセスの改善。
	エジプト	地域環境管理能力向上プロジェクト	平成17.11～平成20.11	エジプト環境庁及び地方支局に対する、大気汚染、有害化学物質等を対象とする環境データ収集・解析、実質的な環境汚染対策を提言できる能力向上。
廃棄物管理	エルサルバドル	地方自治体廃棄物総合管理プロジェクト	平成17.11～平成21.3	地方における廃棄物総合管理（ISWM）パイロットプロジェクトやISWM全国導入戦略策定等を通じた、ISWMを全国の自治体に普及するための中央政府の能力強化。
	サモア	廃棄物対策プロジェクト	平成16.5～平成18.3	サモアを中心とした廃棄物処理の段階的改善と、南太平洋環境計画（SPREP）訓練教育センターを活用した研修・ワークショップの実施により域内各国への知識・技能の普及。

資料：関係府省資料に基づき環境省作成

イ 無償資金協力

無償資金協力は、居住環境改善（都市の廃棄物処理、地方の井戸掘削など）、地球温暖化関連（植林、エネルギー効率向上）等の各分野において実施しています（表7-9-2）。

表7.9.2 主な水資源・環境無償の実績(平成15~17年度)

(単位:百万円)

分野	国名	案件名	交換公文署名日	供与限度額	概要	
森林保全	中国	第二次黄河中流域保全林造成計画	2/5期	2003.8.14	519	砂漠化の進行により荒廃地が広がっている山西省において、荒廃地の復旧、農地・草地等の保全、森林の造成・維持管理技術の向上、現地住民への植林技術の普及等を目的として、約4,900haの森林を造成するもの。
			3/5期	2004.7.6	427	
			4/5期	2005.6.6	369	
森林保全	ベトナム	中南部海岸保全林植林計画	2/2期 (4ヶ年国債)	2001.7.4	1,027 (2001年度~2004年度の合計)	燃料用の薪の採取等による森林減少の影響により植生が貧弱となったベトナム中南部のクアンナム省及びフーエン省の海岸地域において、農地、居住地、道路、鉄道等への飛砂被害防止を目的として、約3,670haの海岸保全林の造成を行うもの。
	セネガル	沿岸地域植林計画	(5ヶ年国債)	2001.7.2	1,074 (2001年度~2005年度の合計)	海岸砂丘の移動により砂漠化が進行したセネガル北西部海岸沿いのニヤイ地域において、野菜栽培地の保全による農業生産の安定を図るため、約2,000haの砂丘固定林を造成するもの。
生物多様性保全	インドネシア	生物多様性保全センター整備計画	(3ヶ年国債)	2004.7.26	2,172 (2004年度~2006年度の合計)	生物多様性の保全および利用並びに19世紀以降に蓄積された貴重な植物等の標本の保存環境改善、国際水準での保管を目的として、ジャカルタ近郊のチビノンに植物学・微生物学研究所を建設するもの。
公害対策	中国	西安市廃棄物管理改善計画		2003.8.14	1,323	市の発展に伴い都市廃棄物の排出量が増加することが予想される西安市において、適正な廃棄物処理システムの構築を目的として、廃棄物の中継輸送基地用機材および最終処分場における環境モニタリング機材等を整備するもの。
	ヨルダン	第二次大アンマン市環境衛生改善計画		2004.12.7	743	人口の増加に伴い、廃棄物の排出量が増加することが予想される首都大アンマン市及び近県において、市内収集、中継処理、最終処理という一連の廃棄物管理を効率的に行うため、機材を整備するもの。

資料：外務省

注：平成16年度より「水資源無償」と「地球環境無償」が統合され、「水資源・環境無償」が創設されている。

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を積極的に実施しています。

ウ 有償資金協力

有償資金協力は経済インフラ型案件・社会インフラ型案件への援助等を通じ開発途上国が持続可能な開発を進める上で大きな効果を発揮します。環境関連分野でも同様であり、上下水道、大気汚染対策、地球温暖化対策等の事業に対し、日本は**国際協力銀行（JBIC）**を通じ、積極的に円借款を供与しています（表7-9-3）。

エ 国際機関を通じた協力

各種国際機関を通じた協力は、特に二国間協力のみでは十分に対応できない地球環境保全対策、共通の取組のための指針作り、情報量の少ない国・分野への取組等を進める観点から重要です。

日本は、UNEPの国連環境基金、UNEP国際環境技術センター技術協力信託基金等に対し拠出を行っており、また、日本が主要拠出国及び出資国となっている国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これらの機関を通じた協力も環境分野では重要になってきています。

地球環境ファシリティ（GEF）は、開発途上国等で行う地球環境保全のためのプロジェクトに対して、主として地球環境益に資する増加コストに対する資金を供与する国際的資金メカニズムです。日本は主要な資金の拠出国として、実質的な意思決定機関である評議会の場等を通じて、GEFの活動に積極的に参画しています。

表7-9-3 主な有償資金協力(円借款)プロジェクト

分野	国名	プロジェクト名	交換公文締結日	金額(百万円)	プロジェクト概要
公害対策	インド	フセイン・サガル湖流域改善計画	2006.03.31	7,729	アンドラ・プラデシュ州都ハイデラバード中心部にあるフセイン・サガル湖周辺の生活環境を改善するため、下水道施設の整備、水質浄化事業等を行なうもの。
		デリー高速輸送システム建設事業(フェーズ)	2006.03.31	14,900	デリーにおいて深刻化している交通渋滞や大気汚染問題に対応し、産業の活性化および都市環境の改善を図るため、地下鉄および高架鉄道による総合的な大量高速輸送システム(デリー・メトロ)のフェーズ(約53km)を建設するもの。
		バンガロール・メトロ建設計画	2006.03.31	44,704	カルナタカ州都バンガロールにおいて深刻化している交通渋滞や大気汚染問題に対応し、産業の活性化および都市環境の改善を図るため、地下鉄および地上・高速鉄道(バンガロール・メトロ、約33km)を建設するもの。
	コスタリカ	サンホセ首都圏環境改善計画	2006.03.31	15,001	サンホセ首都圏において、汚染が著しい都市河川・水路の水質改善を図り、首都圏住民の生活・衛生環境の改善に寄与するため、下水管網および下水処理施設を整備するもの。
	モロッコ	下水道整備計画	2005.11.29	4,203	首都ラバト近郊中部の3都市において、下水道の普及による環境・衛生状態の改善を図るため、下水道関連施設を整備するもの。
防災	インドネシア	スマラン総合水資源・洪水対策計画	2006.03.31	16,302	中部ジャワ州スマラン市周辺地域において、洪水被害の軽減および安定的な水供給を図るため、河川改修、放水路の整備および多目的ダム建設を行うもの。
新・再生可能エネルギー	アゼルバイジャン	シマル・ガス火力複合発電所第2号機建設計画	2005.05.13	29,280	東部のアプシェロン半島地域(電力需要の60%が集中する最大の電力需要地)において、ガス火力複合発電設備(出力400MW)および関連送電施設を建設し、電力不足を緩和するとともに天然ガスの効率的使用により地球温暖化ガス、大気汚染物質の発生を抑制するもの。
	インドネシア	アサハン第三水力発電所建設計画	2006.03.28	27,642	北スマトラ系統の電力需給逼迫を緩和し、電力供給の安定性を改善するため、北スマトラ州アサハン県に流れ込み式水力発電設備(出力77MW×2基)および関連送電線等を設置するもの。
	エジプト	コライマツ太陽熱・ガス統合発電計画	2005.12.26	10,665	世界銀行との協調の下、カイロ市から南方約100kmに位置するコライマツ地区に、ガスタービン及び太陽熱を一部利用したスチームタービンを統合させた発電所(出力150MW)の建設を行なうもの。
	パラグアイ	イグアス水力発電所建設計画	2005.12.26	21,402	カアグアス県およびアルト・パラナ県において、既存のイグアス貯水池を活用し、安定的な電力供給を実現するため(停電リスクの減少等)、ピーク対応の水力発電所を建設するもの。
森林保全	インド	オリッサ州森林セクター開発計画	2006.03.31	13,937	オリッサ州において、森林再生、防災および地域住民の生活水準の向上をはかるため、住民およびNGOと対話をおこないつつ、住民参加型の植林(海岸防災林を含む)、森林に依存せず生計を支える活動の支援、住民の森林管理能力を強化するための施策等を行なうもの。

資料：外務省

(3) 国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備

国際会議における専門的かつ技術的議論の進展と国際世論づくりに一層貢献していくため、政府内の専門家の育成に努めるとともに、政府外の専門家の知見の活用を図るため、NGO、学術研究機関、産業界などの連携を強めています。

また、開発途上国に移転可能な技術、国内に蓄積されている経験等各種情報を収集・整理し、円滑な技術移転のための基盤整備を進めています。さらに、国民の理解と支持を得るための環境省ホームページを活用した広報等を行っています(『持続可能な開発に向けた国際環境協力』<http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/>)